

会議録
平成30年第3回更別村議会定例会
第3日（平成30年9月13日）

◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 認定第 1 号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
第 3 認定第 2 号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
第 4 認定第 3 号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 5 認定第 4 号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 6 認定第 5 号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 7 認定第 6 号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎追加議事日程

- 第 8 議案第61号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	道 見 克 浩
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	小野寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	渡 辺 伸 一
総 務 課 参 事	女ヶ澤 廣 美	企画政策課長	佐 藤 敬 貴
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	佐 藤 成 芳
建設水道課長	新 関 保	保健福祉課長	安 部 昭 彦
子育て応援課	宮 永 博 和	診療所事務長	酒 井 智 寛
教 育 次 長	川 上 祐 明	農業委員会事務局長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋 祐二
書記 小野山 果菜

書記 平谷 雄二

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 5 番、上田さん、6 番、
村瀬さんを指名をいたします。
それでは、会議を始めます。

◎日程第 2 認定第 1 号ないし日程第 7 認定第 6 号

- 議長 長 この際、関連がありますので、日程第 2、認定第 1 号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第 7、認定第 6 号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。
お諮りをいたします。認定第 1 号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
したがって、認定第 1 号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をしました。
昨日に引き続き審議を続けます。
25ページ、款15財産収入から29ページ、款18繰越金までの質疑に入ります。
補足の説明を求めます。
末田総務課長。

- 総務課長 補足説明を申し上げます。

款15財産収入、項 1 財産運用収入、予算現額1,257万5,000円、調定額、収入済額、同額の1,260万610円となり、前年度比較118万5,652円の減となっております。

目 1 財産貸付収入、収入済額627万6,897円は、駐在所、北電送電線敷地などの村有地貸付収入、職員の独身寮12戸分等の村有建物貸付収入、教員住宅の貸付収入が主なものでございます。

目 2 利子及び配当金、収入済額632万3,713円は、土地開発基金ほか 9 の基金の預金利子、

株主配当金、出資配当金の収入でございます。なお、詳細につきましては、平成29年度基金管理運用状況調をご参照願います。

27ページ、28ページをお開きください。項2財産売払収入、予算現額2,384万9,000円、調定額、収入済額、同額の2,385万199円で、前年度比較887万9,013円の増となっております。

目1不動産売払収入、収入済額1,737万4,454円は、村有地の売払収入、宅地分譲地3区画の売払収入及び立木売り払いの収入でございます。

目2物品売払収入、収入済額647万5,745円は、村有林の素材、枯死木、風倒木等の売り払いによる収入でございます。

款16寄付金、項1寄付金、予算現額1,001万4,000円、調定額、収入済額、同額の1,061万7,516円となり、前年度比較1,291万2,484円の減となっております。平成29年3月からインターネットによるふるさと納税申し込みの受け付けを開始したことからふるさと納税が大幅に増加しておりますが、前年度において1件2,000万円の高額の寄附をいただいていることから減額となっております。

目1総務費寄付金、収入済額466万5,000円は、ふるさと創生事業基金指定寄付金で38件、40万円、協働のまちづくり基金指定寄付金で329件、416万5,000円、村有林野基金指定寄付金で7件、7万円、公共施設等整備基金指定寄付金で3件、3万円の寄附をいただいております。

目2教育費寄付金、収入済額300万8円は、こども夢基金指定寄付金で208件の寄附をいただいております。

目3民生費寄付金、収入済額36万円は、福祉基金指定寄付金で33件の寄附をいただいております。

29ページ、30ページをお開きください。目4農林水産業費寄付金、収入済額259万2,508円は、農業振興基金指定寄付金で65件、173万円、農業一般寄付金で1件、86万2,508円の寄附をいただいております。

款17繰入金、項1基金繰入金、予算現額2億2,667万2,000円、調定額、収入済額、同額の2億2,666万4,778円で、前年度比較2億268万41円の増となっております。財源不足を補うために財政調整基金を繰り入れたこと、役場庁舎改修事業など公共施設等整備事業の財源として公共施設等整備基金を繰り入れたこと、認定こども園上更別幼稚園園舎改築工事の財源として福祉基金を繰り入れたことによるものでございます。

目1財政調整基金繰入金、収入済額6,503万3,000円は、財源不足を補うために繰り入れたものでございます。

目2ふるさと創生事業基金繰入金、収入済額1,120万3,000円は、ふるさと創生基金事業助成金4件の財源として繰り入れたものでございます。

目3協働のまちづくり基金繰入金、収入済額115万1,231円は、住民協働パートナー事業交付金及び協働のまちづくり事業助成金の財源として繰り入れたものでございます。

目4村有林野基金繰入金、収入済額147万円は、村有林整備事業の財源として繰り入れたものでございます。

目5農業振興基金繰入金、収入済額1,235万8,420円は、村営牧場内道路整備、道営畑総担い手育成型事業などの農業施設整備事業の財源として繰り入れたものでございます。

目6福祉基金繰入金、収入済額5,043万3,982円は、障害福祉サービス事業所整備事業、認定こども園上更別幼稚園園舎改築工事及び高齢者在宅福祉事業の財源として繰り入れたものでございます。

目7こども夢基金繰入金、収入済額24万3,145円は、こども夢基金事業助成金の財源として繰り入れたものでございます。

目8公共施設等整備基金繰入金、収入済額8,477万2,000円は、役場庁舎改修工事、社会福祉センター改修工事、曙団地公営住宅長寿命化改修工事など公共施設整備事業の財源として繰り入れたものでございます。

款18項1目1繰越金は、予算現額1億7,923万9,000円、調定額、収入済額、同額の1億7,923万9,429円で、前年度比較で1,242万1,635円の減となっております。収入済額のうち2,127万7,000円は、繰越明許費の一般財源としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。いいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、31ページ、款19諸収入から35ページ、款20村債までの質疑に入ります。説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款19諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、2万円の予算額に対し収入はございませんでした。

項2目1預金利子は、予算現額2万円、調定額、収入済額、同額の1万2,275円で、前年度比較11万2,870円の減となっております。歳計現金の預金利子収入でございます。

項3貸付金元利収入、予算現額6,620万5,000円、調定額、収入済額、同額の6,620万494円で、前年度比較2円の減となっております。

目1中小企業近代化資金預託金元利収入は、収入済額5,000万494円となっております。

目2ふるさと融資貸付金元金収入は、収入済額1,620万円となっております。

項4受託事業収入、予算現額112万2,000円、調定額、収入済額、同額の126万7,944円で、前年度比較10万5,862円の減となっております。

目1民生費受託事業収入は、収入済額8,640円となっております。介護保険事業預託金の収入でございます。

目2衛生費受託事業収入は、収入済額125万9,304円となっております。後期高齢者医療広域連合受託事業の収入でございます。

項 5 雑入、予算現額2,328万5,000円、調定額、収入済額、同額の2,459万3,967円で、前年度比較534万8,273円の減となっております。前年度において南十勝消防事務組合清算金、退職手当組合事前納付金精算金の収入があったことが主な要因でございます。

目 1 滞納処分費は、1,000円の予算に対し収入はございませんでした。

目 2 弁償金は、収入済額300円となっております。軽自動車課税標識破損に係る弁償金の収入でございます。

目 3 違約金及び延納利息は、1,000円の予算に対し収入はございませんでした。

目 4 納付金は、収入済額624万6,179円で、雇用保険料納付金、派遣職員共済等納付金、派遣職員給与等納付金の収入でございます。

33ページ、34ページをお開きください。目 5 雑入、収入済額1,726万9,260円は、重度心身障害者高額療養費収入、農業者年金業務委託金、北海道市町村振興協会市町村交付金等の収入でございます。

35ページ、36ページをお開きください。目 6 過年度収入、収入済額107万8,228円は、平成28年度児童手当交付金追加交付分、平成28年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金追加交付分などの収入でございます。

款20項 1 村債、予算現額10億7,977万円、調定額、収入済額、同額の10億7,927万円、前年度比較 4 億6,225万円の増となっております。認定こども園園舎等改築事業、哺育・育成牛預託施設整備助成金事業の財源として過疎対策事業債を借り入れたことが主な要因となっております。

目 1 過疎対策事業債、収入済額 9 億1,100万円は、認定こども園園舎等改築事業、哺育・育成牛預託施設整備助成金事業などのハード分、更別農業高校生生徒確保等支援事業、商工業振興事業などのソフト分として借り入れたものでございます。

37ページ、38ページをお開きください。目 2 臨時財政対策債、収入済額 1 億1,177万円は、地方交付税の原資が不足した場合に地方財政法第 5 条の特例として起債が認められているものでございます。

目 3 一般補助施設整備等事業債、収入済額5,650万円は、地方創生拠点整備交付金事業の財源として借り入れたものでございます。

なお、目 1 過疎対策事業債は元利償還金の70%、目 2 臨時財政対策債は元利償還金の100%、目 3 一般補助施設整備等事業債は元利償還金の50%が普通交付税で措置をされております。

127ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明をいたします。1、歳入総額55億5,530万5,673円、2、歳出総額54億168万4,236円、3、歳入歳出差引額 1 億5,362万1,437円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5、実質収支額は3、歳入歳出差引額と同額の 1 億5,362万1,437円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 31ページの諸収入の中の延滞金の関係の予算に対して実績がゼロという形でございますけれども、確認だけさせていただきます。

村税等の未収の部分、滞納部分、あるいは賃貸の滞納部分、いろんな分、水道料も含めてという形で発生しているわけでございますけれども、それらに対する延滞金並びに加算金というのは当然発生する場面もあるかと思えますけれども、それらについての予算措置の中で計画したと思うのですけれども、ゼロに至ったということは結構なことではございますけれども、基本的に延滞金等の発生はなかったのかの確認をさせていただきます。

○議 長 答弁調整のため休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時25分 再開

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

末田総務課長。

○総務課長 大変申しわけございませんでした。

こちらの延滞金の科目でございますが、村税、それから税外収入の延滞金ということで予算を計上させていただいているものでございますが、村税に関して言えば現年課税分を優先して徴収するという、そういう方針のもと徴収に取り組んでいるところでございますが、この現年課税分を優先して徴収して徴収率の向上を図るために延滞金が発生した場合にその支払いを免除することもございまして、それは今年度の決算においては延滞金の徴収がなかったということになってございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 大切な財源をいかに期間中に徴収するかということが今まさに問われている財源確保の中で大事なことでありまして、確かにそういう特例の部分、延滞金の免除も含めてという趣旨はわかりますけれども、税金の公正さを求める中で、それは免除したという形のものの中で押さえていいのかどうかというのはやはり再考察をしていただきたいというふうに思いますし、また村税にかかわらずその他の住宅料等の徴収部分もあります。ただ、財源的に賃貸料等が未収で終わった、5カ年計画したから償却するというような形であっては決していけないわけであって、これは村民も含めて、財産、税も含めて、これからの村づくりのために必要な財源の基礎となるものですから、その点は全課も含めて十分配慮していただいて、延滞金ありきではないのですけれども、やはりそういう部分の公正さが図れるような形の対応を図るべく要望させていただきたいというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 おっしゃるとおりでございます。機械的に免除していくということには決してなりませんので、これは個々の納税者の状況にもよるとは思いますが、延滞金を徴収しなければならない状況もあるかと思いますので、これはしっかりと検証させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 36ページ、備考欄の団体等解散精算金ですか、この説明をお願いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 こちらの雑入で受けております団体等解散精算金でございますけれども、こちらはふるさと館が整備されたときに加工室の運営協議会というものを設置してございまして、そこで加工室で使われる資材、これを村から当時助成をしまして払い出し等を行っているというような団体がございました。現在運営協議会の活動が停滞しているというようなこともございまして、運営自体は実質ふるさと館の運営する本体のほうで行わせていただいているところでございます。その中で会計処理のみこの団体の会計を使っていたということもございましたので、平成30年度から一般会計で資材の払い出しを行うよう予算措置を切りかえるに当たりまして、団体等の口座を解約したものを一般会計のほうに、当時助成していたものですから、収納したというような形でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ページ33、34の雑入の中の下から何行目かありますけれども、お試し暮らし体験住宅の利用収入について、多少経過も含めてご説明いただきたいというふうに思います。

当初予算が29年の予算が11万2,000円ほどの収入予算、家賃収入も含めて計画していたわけでございますけれども、基本的には5万7,800円の実績で終わったということで、なおかつ資料も見ますと体験のための入居者も1名ということでふえていない。なおかつ、修理費にある程度の金額をかけて、昭和区だと思っておりますけれども、そういうのがありました、住宅も改修してという予算措置もしながら、そういうふうな経過の中でいわゆる外部からのお試し体験も含めてということで苦慮しているのは十分理解できる場所ではありますけれども、ここまでの投資をしながらこういう実態があるということ自体が課題だということに捉えざるを得ないわけでございます。それらの現況とやはり30年度に向けた協議あるいは対策についてどのような経過をたどっているのかも含めてご説明いただければというふうに思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 お試し暮らし体験住宅の利用収入につきましてでございます。

ただいまご指摘ありましたとおり、予算に対しまして利用収入については5万7,800円と

ということで減となっております。入居につきましては、1組の入居にとどまったということなのですけれども、こちらについては申し込みはちょっと今手元に資料ないのですけれども、複数あった中で、どうしても希望される期間が重複するというようなことがあります。その中で体験利用された方については1組、お二人入られて63日間の利用があったという状況でございます。申し込みは、これまでもどうしても夏場の申し込みが多いのですけれども、複数ある中で少しでも更別への定住の可能性のあるような方ということで選考させていただいて、入居を決めているというような状況があります。結果としては1組なのですけれども、また今後少しでも拡大できるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、支出のほうで改修工事費ということでもありますけれども、それについては29年度昭和区にあります住宅の改修工事ということで、供用開始については30年度からということになっております。30年度も募集かけておりまして、しばらく入居なかったのですけれども、定住化促進住宅としての利用ということで、この9月から入居されることで決まっております。

経過としましては以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 私心配しているのは、確かに今企画でやっている事業というのはやはり長期滞在型の部分とお試し体験という、その期間相違の中での提案をして進めているわけです。ところが、現実的に見ますと今の新栄町になるのでしょうかけれども、あれは2戸あるわけですね。2戸あって、今1戸入っているわけです。それは、お試し住宅という形でやるのですけれども、多分もう一戸は理論的には企画が考えている、村が考えているのは長期滞在型の部分の入居という形で捉えていると思うのです。だけれども、基本的にはお試し体験と長期の滞在型を余りにも区別し過ぎているから、やはり使い勝手が悪い。あるいは、今の説明したように昭和区の関係は改修工事も伴っていますから、確かにそれは年度をまたぐという部分は、それは理解します。だけれども、あくまでも空き家にしておいて、対策的に募集していますけれども、なかなか該当者がいませんという部分での捉え方というのは、確かにこの定住促進も含めてという趣旨から見ると余りにも対策的には弱過ぎるし、余りにも漸進的な考え方ではないというふうに捉えざるを得ないのです。ですから、そこは臨機応変にきちっとやっぱり対応できるような体制を今後とっていかないと、空き家はずっと、片方はもうずっとあいている。片方はいるというような不自然な状況が生じているという部分を整理していただきたいというふうには思うのですけれども、その点の捉え方、考え方、取り進め方について何かありましたら、ちょっとご回答いただきたいというふうに思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 安村議員ご指摘のとおり、定住化促進住宅とお試しというような形で基本的には進めてきておりますけれども、本来は定住化促進住宅であるものを要綱の中で

試し住宅として活用してきているというようなところがございます。定住につながっていただくというのが一番ですので、そちらのご希望される申し込み状況にもよって判断してまいりたいなと思うのですけれども、一方でお試しという部分に関しましては更別の存在を少しでも知ってもらう方が幅広くなればより効果的かなというふうにも考えております。それに関しましてぼんぼんと住宅を新築していくわけにもいきませんので、時期的に少しでも拡大できるような対策がとれるのであれば、今後予算を伴うものですからすぐ対応できるかはちょっと別としましても、少しでも時期的に確保できるような体制がとればというふうに検討はしているところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 私が思っていることと今ご回答いただいていることとちょっと乖離している部分があるのですけれども、私はあくまでも今お試し体験と定住促進のための部分が 1 棟ずつあるよと、そして今回きょういただいた部分の昭和区のほうに 1 棟あって、それは定住化促進に使うよという提案をして、30年度の 9 月から昭和区のほうは入るよと、その説明はわかります。ただ、私が心配しているというか、質問したいのは、ふやすとかなんとかではなくて空き家になっていること自体が、お試しも含めて、こういうのは定住化の 1 戸なのでしょうけれども、やはり長い期間空き家になっていること自体が問題ないのですかということを説いているわけです。それを例えば定住だとかお試しのために住宅がないからこれをふやすだとかふやさないと、それは論外。その後の問題であって、今現在進行形の中で空き家にずっとなっているよということ自体の課題整理ができていますかということだけなのです。よろしいですか。その点のご回答いただきたいと思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 この雑入については、お試し住宅ということでの雑入ということでございますけれども、新栄町にある 1 戸 2 棟、それから今昭和区のほうで稼働しております 1 棟でございますけれども、基本的には定住化促進につながるような住宅としての機能を持たせているということでございます。たまたま短期だとか、そういう部分での申し込みにおいてお試し住宅ということでの展開をしているところでございます。安村議員さんがご指摘するように、どうしても稼働率というのはなかなか希望する人の時期等も重なりまして、非常に難しいところはあるところでもありますけれども、今般 30 年の補正予算の中で企画のほうに 1 名地域おこし協力隊等を配置するということをご了承いただきまして、その中で課題等見つけながら、満度本当に埋まってくれば非常に喜ばしいことではあるのですけれども、稼働率も新たに補正いただいた人材等も活用しながら促進に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで一般会計歳入決算を終わります。

一般会計歳入歳出決算について款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 ページは48ページ、地方振興費の中の(2)、バス待合所維持管理経費でございます。

この件に関しては、今回の補正予算のときもちょっと私から質問させていただいたところなのですが、上更別のバス待合所の閉鎖というか、トイレの閉鎖です。ことしの3月に閉鎖されたという経過になっているかと思うのですが、そこに至った経過、それと要するに住民説明どこら辺までされたのか、それから閉鎖することによって経費がどのくらい削減されるのか、いろんなことがあったから閉鎖したと思うのですが、そういったことをこの質問は決算審査になじまない部分がちょっとあるかと思うのですが、そういう転換されたというようなことで説明願いたいなというふうに思っております。

それで、前回もちょっと質問させていただいたところなのですが、閉鎖に当たってはポピーマートのトイレを使ってくださいということで張り紙されているのですが、そのほかに運動公園のトイレもあるかと思うのです。考え方としてはそれもありなのだろうなと思うのですが、ただバス停のつくったいきさつ、更別と上更別に国鉄の廃線になったときに要するにバス停をつくるのだと。そして、当然待合所にはトイレはつくるのだという一つの経過がございました。時代が流れましたから、当然トイレもそのような考え方で変わったのだということはわかるのですが、そういったことが丁寧に住民に説明されたのかどうかも含めてちょっと答弁願いたいなというふうに思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいま上田議員よりご質問ありました上更別バス待合所のトイレの件でございます。

トイレにつきましては、以前から利用者の方の利用によりまして詰まることが原因とする故障、あるいは冬期間の利用に伴う故障ということで、修理費も1回に5万、10万というような単位でかかるというようなことで、以前から課題となっていた部分がございます。それにつきまして上更別地区の行政区の区長さんあるいは上更別地区活性化協議会の役員さんにもご相談差し上げていたところでございます。先ほどお話しのとおり、平成28年度にポピーマートの改修というのがありまして、屋根あるいは備品等の更新があったわけですが、それにあわせてバス待合所のトイレの件もご相談させていただき、ポピーマートのトイレをあいている間は活用できるような形で、あわせて終了した部分につきまして村としても助成させていただいたところでございます。また、当時の話として、先

ほども議員からお話ありましたとおり、その後上更別の運動広場の再整備ということでトイレを整備しますよというようなこともありましたので、そちらへの活用を当時の役員さんにもお話しさせていただいたところがございます。年度かわりまして、平成29年度にも実際トイレの改修の経過をまた役員さんかわった後にお話はさせていただいてきたところがございます。もともとバス待合所がつくられた経過というのはもちろんあるわけですが、一方で現実の利用の状況というのも加味した中で、実際地域の方が故障の要因をつくったりとか、そういうようなことではないという部分、また学生さん等バス待合所を使われる場合も駐車場で保護者の方が待っている中でバス乗りおりした後にその保護者の方の車でお帰りになるというような、そういうような利用状況も確認させていただいております。そんな中で地域の方にもご理解いただいて進めてきております。また、その部分まだ説明が十分でないということであれば、今後またさらにご理解いただけるように経過等説明させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今回の説明で経過等はある程度わかるのですけれども、まず1つには上更別のあそこの地域というのは今村長が認定こども園、ああいったものをやり、そしてまたこれからもあの地域を発展させていくのだという部分では、非常にバス停についても私は大切な部分なのかなというふうに思っています。私の聞いた限りですけれども、あそこに駐車場があるものですから、要するにツーリングやっている方だとか、それからちょっと途中で休みたいだとかといって結構駐車場を利用している方も、村外の利用者です、いらっしゃるわけなのです。そうすると、地元だけでは、要するに今のポピーマートにしても運動公園にしてもわからない部分があるのです。だから、もし今このままでいくというならば、要するに案内図だとか、いろんな部分でやっぱり工夫すべきところもあるでしょうし、それから今言ったように本当にトイレをなくしていいのかどうなのかももう一回再考していただきたいなど。要するにバス停とトイレはつきものだというふうに判断するのか、それとも住民の方の利用度が少ないから、この際だからやめてしまおうというふうにするのかという部分で、やっぱり考えをもう一度原点に戻っていただきたいなど。これなぜ言うかという、地域の人がちょっと私なりに確認してみたのです。そうしたら、納得していない方も結構いらっしゃる。それから、わかっていない人もいらっしゃる。そういった中での今回の閉鎖だということで、今回私質問させていただいているところです。その点についてちょっとどういうふうに考えるのか聞きたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 バス停の機能としてのトイレという部分、もちろん考え方それぞれあるかと思うので、これまでの経過も踏まえつつ考えなければならないのかもしれないのですが、お話しのとおり村外から利用される方に対してその周辺のトイレの状況というのが周知の仕方として十分ではないというようなこともありますので、それについては再度

検討させていただきたいと思います。また、地域の方のご理解が十分ではないということでもありますので、また再度ご意見聞く中で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 農林水産費関係でございますけれども、ページ数でいいますと92ページですが、哺育預託育成施設、今稼働しているかと思いますが、現在の運営状況といいますが、受け入れの状況についてお聞かせ願えれば。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 哺育・育成牛の預託施設の現在の利用状況ということでございます。

稼働いたしまして約丸1年経過したところでございます。当初の予定頭数、当初からはなかなか全部埋まらないという状況が続いておりましたが、生後間もない子牛からの受け入れに関しては順調に推移をしているところでございまして、ほぼ計画どおりの頭数が今のところに入っているというような状況でございます。子牛が仕上がるまでに18カ月まで預かるというような状況でございますので、あとさらに半年たてばカーフセンターから最初から、振り出しから育成をされた牛が戻るというようなことになります。現在病気等の状況も一部弱目の感染症等の発生も最近ございましたが、こちらのほうも十分対応されているというふうに聞いておりまして、順調な仕上がりになっているということで、普及センター等の体重測定等のデータも標準値を上回る良好な数字を示しているということでございます。現在そういった状況から、牛の頭数、預かる預託頭数に関しましては順調な推移をしているというようなことでご報告させていただきます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ありがとうございます。

構成員の中で大口の酪農家の方がやめられたということで、去年の暮れだったと思うのですが、僕らも視察をさせてもらって、まだまだ足りないというお話でしたけれども、その構成員以外の方の牛も預かっておられるのかどうか、その辺について伺います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 現在のところは、構成員以外の牛については預かっていることはございません。先ほど申しましたとおり、当初は最初から全部の牛舎が埋まるということはなかなかうまくいかなかったのですけれども、子牛から順調に仕上がった牛がそのまま潤沢に入っていけば全ての施設が許容分で埋まるような推移になってございますので、現在のところ今後の運営状況次第ということはあるかもしれませんが、現在は構成員の牛のみで対応が可能というような、施設がいっぱいになるというような見通しでございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 ページ数で101ページ、102ページで、民間住宅整備事業なのですがけれども、前回の説明で新築と、それからリフォームの助成対象の件数は報告あったわけなのですが、更別村の住宅整備等助成金の中には中古住宅の助成もあると思うのですけれど

ども、その辺の利用状況はどうなっているのでしょうか。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまの質問ですけれども、102ページの（２）、民間住宅建設促進事業793万3,000円、こちらの内訳なのですけれども、こちらの村の住宅建設等助成金交付要綱に基づきまして行っておりまして、新築、それから増築、中古住宅、土地購入、移住者というふうな区分に分かれておりまして、29年度の利用実績としましては新築が7件、688万8,700円、中古住宅が1件、30万、移住者割り増しが2件で74万4,300円というようなことで行われておりますので、ここの中では先ほど言うような新築のみではなくて中古住宅ですとか、移住者の部分がこちらで助成されております。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 その中でホームページ見ますと、定住人口の増加と町なかへの移住を図るとなっているのですけれども、今の農村地区でも結構住宅があいてきているわけなのです、移住、ほかへ移られて。今後空き家対策というか、空き家にしないための対策の一つとして、やはり中古住宅の助成するというか、部分に力を入れて定住人口の増加を図ることを考えてはいかがかなとは思うわけなのです。やはりPRの必要性というのも重要だと思うので、皆さん新築住宅はすぐ頭に浮かぶのですけれども、中古というのはなかなか浮かびづらい部分もあるので、もう少しPRも考えていただいたらどうかなと思うわけなのです。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 PRについては、なかなか周知していないということであればいろんな形、村の広報からホームページだけではなくて何らかの形で周知していけばと思うのですけれども、中古住宅というようなことで制度自体はあるものですから、PRについては中身検討していきたいなと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長 この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳入歳出決算についてほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議 長 以上で一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

次に、国民健康保険特別会計の質疑を行います。

140ページ、事業勘定の歳出について補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成29年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、別冊の平成29年度各会計決算資料19ページに国民健康保険特別会計歳入歳出決算構成表を、20ページから21ページにかけて国民健康保険事業の状況を添付しているので、ご参照ください。

それでは、歳出より補足説明いたします。140ページ、141ページをお開きください。款1総務費は、予算現額3,282万2,000円、支出済額2,645万2,122円、不用額636万9,878円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務費、国民健康保険税の賦課徴収経費及び国民健康保険運営協議会の運営等の経費です。

項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額2,566万6,047円、不用額628万953円、前年度比較は2,212万9,763円の増です。備考欄(2)、国民健康保険制度関係準備事業の国民健康保険制度関係準備事業負担金が主なものでございます。それでは、備考欄(1)、総務一般事務経費は、2年に1度の保険証更新に伴う消耗品費、郵便料、その他国保連への共同電算処理委託料、国保月報システムのサポート料、レセプト点検委託料等の経費が主なもので、不用額は14万7,833円となっております。(2)、国民健康保険制度関係準備事業は、国民健康保険の都道府県単位化に伴う標準システム導入に係る経費で、不用額が613万3,120円でございます。北海道国民健康保険団体連合会の試算により計上しましたが、全道157保険者中103保険者の共同導入による経費削減効果が大きく、また額の確定が3月となったため、補正予算に間に合わなかったことが不用額の大きな理由でございます。また、本格整備の年となったため、昨年度と比較して2,188万8,880円の増加となっております。

目2連合会負担金、支出済額は38万8,385円、不用額5,615円の決算でございます。(1)、国保連合会負担金は、北海道国民健康保険団体連合会の運営負担金として支出するものでございます。

項2徴税费、目1賦課徴収費は、支出済額21万4,560円、不用額7,440円の決算です。(1)、賦課徴収事務経費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る納付書の印刷費、納付書の送付に係る郵便料、滞納者に係る十勝市町村税滞納整理機構負担金の経費でございます。

項3運営協議会費、目1運営協議会費は、支出済額18万3,130円、不用額7万5,870円の決算です。備考欄(1)、国保運営協議会経費は、委員の報酬、費用弁償に係る経費で、年3回開催しており、不用額は運営協議会の欠席分、研修への参加者減による報酬、費用弁償の執行残でございます。

款2保険給付費は、予算現額2億8,929万円、支出済額2億6,400万3,718円、不用額2,528万6,282円の決算で、前年度と比較し2,942万1,537円の減となっております。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、支出済額2億3,522万1,129円、不用額1,431万3,871円の決算です。備考欄(1)、一般被保険者療養給付費は、医科の入院、入院

外、歯科、調剤、入院時の食事療養費、生活療養、訪問看護療養に係る給付で、前年度より1,542万8,460円減少しておりますが、被保険者総数の減少により受診件数が減少したことによるものでございます。

目2退職被保険者等療養給付費は、支出済額54万2,983円、不用額は15万6,017円の決算です。備考欄(1)、退職被保険者等療養給付費は、厚生年金受給者の国保加入者及びその被扶養者に対し一般被保険者と同様な給付を行うものですが、制度の改正により新たな被保険者の発生がなくなったこと、長期の入院患者がいなかったことにより前年度と比較して475万7,126円減少しております。

続きまして、142、143ページをお開きください。目3一般被保険者療養費は、柔道整復、はり、きゅう、あんま等に係る経費でございます。支出済額187万95円、不用額49万2,905円の決算です。一般被保険者療養費は、あんま、はり、きゅう、柔道整復、医療用装具等に係る給付費で、一般被保険者療養給付費と同様、被保険者の減少等により前年度と比較して35万9,763円減少しております。

目4退職被保険者等療養費は、支出額がなく、予算額がそのまま不用額の3万9,000円の決算となりました。

目5審査支払手数料は、医療機関より国保連合会に送付される診療報酬請求明細書の審査に係る手数料の支出でございます。(1)、審査支払事務経費は、1件当たり44円の審査支払手数料と医科分の1件当たり0.68円の電算処理システムの使用料を支払うもので、不用額は6万1,810円となっております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、支出済額2,081万3,481円、不用額853万3,519円の決算でございます。(1)、一般被保険者高額療養費は、所得により変動いたしますが、一定以上の自己負担額以上に医療費がかかった場合に支給されるもので、前年度と比較し、590万3,408円減少しております。入院件数の減少、また入院1件当たりの費用額の減少が主な要因となっております。また、この目は、1月の請求額がそれまでの平均より増加傾向にあったため補正を見送ったところ、その後急激に減少したことにより不用額が多くなっております。

目2退職被保険者等高額療養費は、支出済額18万2,886円、不用額20万114円の決算でございます。備考欄(1)、退職被保険者等高額療養費も一般被保険者高額療養費と同様の基準で支給されますが、前年度と比較して90万6,102円減少しております。被保険者の減少、入院日数が大きく減少したことによるものです。また、3月議会で本年度の月の最高請求額を残し、執行残額を減額補正したのですが、その後請求がなかったことにより不用額が多額となっております。

目3一般被保険者高額介護合算療養費、目4退職被保険者等高額介護合算療養費も世帯所得により変動しますが、医療保険及び介護保険の世帯の自己負担額の合計額が著しく高額になった場合に申請により払い戻されるものですが、ともに支出がありませんので、全額が不用額となっております。

項3 移送費は、予算額で2,000円で支出額がありませんので、全額不用額となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、支出額463万4,530円となり、不用額166万5,470円の決算となっております。備考欄(1)、出産育児一時金は、加入者が出産したときに支払うもので、死産や流産のときでも妊娠4カ月以上であれば支払われます。また、医療機関で手続を行えば医療機関からの請求により保険者が直接医療機関に支払うことが可能であり、出産時にまとめたお金を用意することがなくなります。平成29年度は12件分支出し、不用額が166万5,470円発生しております。母子手帳の交付状況を見ながら補正を行っておりますが、出生予定日が2月末から3月上旬の対象者が3名おりまして、予定日が早まることも見込み補正を取りやめておりましたが、結果的に2月末日から3月上旬の出生となり、新年度に支出することとなったため不用額が多額となりました。

目2 支払手数料、支出額2,310円、不用額1,690円の決算です。備考欄(1)、出産育児一時金支払事務経費は、通常の医療給付費と同じように出産育児一時金が国保連を通して支払うこととなった分についてその手数料を支払うものでございます。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、支出済額8万円、不用額2万円の決算でございます。備考欄(1)、葬祭費は、加入者が死亡したとき葬祭をとり行った方に対し支給をされるものでございます。

続きまして、144、145ページをお開きください。款3 後期高齢者支援金等は、予算現額6,987万4,000円、支出済額6,987万3,690円、不用額310円の決算となっております。

項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金等は、支出済額6,986万8,704円、不用額は296円で、前年度と比較し82万1,154円増加しております。備考欄(1)、後期高齢者支援金は、平成20年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度を支えるために支出しているもので、各保険者から財政支援を行っていくものです。国保では、国保税として徴収したものに国庫負担金、支払基金からの退職者分の交付金を合わせ社会保険診療報酬支払基金に支援金として納付し、社会保険診療報酬支払基金は後期高齢者医療広域連合へ実績に応じて交付金として交付していく仕組みとなっております。前年度と比較し、82万834円の増加となっております。

目2 後期高齢者関係事務費拠出金は、支出済額4,986円、不用額が14円の決算となっております。後期高齢者医療広域連合に支払う事務費分の拠出でございます。

款4 前期高齢者納付金等は、予算現額25万6,000円、支出済額25万5,367円、不用額633円の決算となっております。

項1 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金等は、支出済額25万554円、不用額446円、前年度と比較し257万7,432円減少しております。備考欄(1)、前期高齢者納付金は、65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費に係る各保険者間の負担均衡の調整のための納付金でございます。

目2 前期高齢者関係事務費拠出金は、支出済額4,813円、不用額187円の決算です。社会

保険診療報酬支払基金に事務費として拠出するものでございます。

款 5 老人保健拠出金、予算額3,000円、支出済額1,404円、不用額1,596円の決算となっております。

項 1 老人保健拠出金、目 1 老人保健事務費拠出金は同額でございます。老人保健事務費拠出金は、社会保険診療報酬支払基金に事務費を拠出するもので、医療費分の債権は平成29年度より後期高齢者医療事業会計に受け継がれているということで、事務費のみの負担となっております。

款 6 介護納付金は、予算額3,159万8,000円、支出済額3,159万7,417円、不用額583円の決算です。昨年度と比較して37万1,405円増加しております。

項 1 介護納付金、目 1 介護納付金、同額でございます。備考欄（１）、介護納付金は、40歳から65歳までの方に対し賦課されている国民健康保険税のうち、介護保険分を介護保険の財源として各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付しているものでございます。

款 7 共同事業拠出金は、予算額 1 億5,153万5,000円、支出済額 1 億5,120万374円、不用額33万4,626円の決算となっております。

項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同事業拠出金は、支出済額1,170万2,111円、不用額33万889円、前年度と比較して611万8,117円減少しております。備考欄（１）、高額医療費共同事業拠出金は、1 件当たり80万円を超える超高額な医療費に関する互助事業であり、北海道全体で調整を図るものです。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、支出済額 1 億3,949万8,193円、不用額807円、前年度と比較し373万6,211円の減少です。備考欄（１）、保険財政共同安定化事業拠出金は、1 円を超え、80万円までの医療費に関する互助事業となっております。

続きまして、146、147ページをお開きください。目 3 高額医療費共同事業事務費拠出金、続きまして目 4 保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、支出がありませんでしたので、全額が不用額となっております。

目 5 その他共同事業拠出金は、支出済額が70円、不用額が930円の決算となっております。備考欄（１）、その他共同事業拠出金は、退職者医療に係る事務費分担金で、社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

款 8 保健事業費、予算現額408万1,000円、支出済額373万3,297円、不用額34万7,703円の決算です。

項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費は、支出済額281万7,908円、不用額28万6,092円、前年度と比較し21万7,006円減少しております。特定健診、特定保健指導事業は、生活習慣病の予防のため40歳以上75歳に達するまでの国保の加入者に対し特定健康診査でメタボリックシンドロームの該当者や予備群を発見し、個人の状況に合わせた運動指導等の保健指導を実施するためのものでございます。なお、各会計決算資料21ページに特定健診、特定保健指導の状況について記載しておりますので、後ほどお目通しを願います。なお、平成29年度の健診受診率の数値は暫定数値でありまして、今後確定数値が

出てまいります。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費は、支出済額62万1,539円、不用額5万1,461円、前年度と比較して22万6,099円増加しております。備考欄(1)、保健衛生普及事業は、医療費通知や研修等の経費を支出しております。節9旅費において昨年度と比較し、19万7,960円増加しておりますが、国保の都道府県単位化に伴うシステム研修会や同じく連携会議の増加に伴うものでございます。

目2疾病予防費は、支出済額29万3,850円、不用額1万150円の決算です。(1)、疾病予防事業は、前期高齢者のインフルエンザ予防接種及び高齢者の肺炎球菌予防接種に対する負担金で、一般会計に支出し、一般会計では委託料で支出しております。

款9基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、支出済額320円で、不用額680円、昨年度と比較し3,233万6,729円減少しております。備考欄(1)、財政調整基金積立金で利息分を積み立てております。

続きまして、148、149ページをお開きください。款10諸支出金は、予算額3,463万5,000円、支出済額3,428万1,115円、不用額は35万3,885円の決算となっております。

項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金は、支出済額20万9,400円、不用額29万600円の決算となっております。備考欄(1)、一般被保険者保険税還付金は、所得の修正申告、遡及脱退等により保険税の賦課額が変更となった6件に対し還付を行ったものでございます。

目2退職被保険者等保険税還付金は、予算執行がありませんでしたので、5万円が全額不用額となっております。

目3一般被保険者還付加算金は、支出済額2,100円、不用額7,900円の決算です。備考欄(1)、一般被保険者還付加算金は、保険税還付金が発生した被保険者2世帯に対し、加算金が発生したため支出しております。

目4退職被保険者等還付加算金は、予算執行がありませんでしたので、5,000円全額が不用額となっております。

項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金は、予算現額3,098万6,000円、支出済額が同額となっております。昨年度と比較して103万6,000円減少しておりますが、診療日数の減少が原因となっております。

項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、支出済額308万3,615円、不用額385円の決算でございます。備考欄(1)、過年度過誤納還付金は、平成28年度退職者医療交付金と一般被保険者療養給付費国庫負担金、道費負担金の精算還付です。

款11予備費は、この会計の緊急避難の部分として計上しておりますが、本年度の予備費の充当は行いませんでした。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 146ページ、147ページ、特定健診の関係なのですが、今回特定健診の部分について対象者はふえています。80名近くの対象者が増加している中で、受診者が前年度と同じということで、受診率が確定はしてはいないといいますが、60%を切ったということで、当初の目標を60%以上といいますが、六十二、三%に目標設定をしていたと思うのですが、この辺の受診者の減少の要因というか、その辺については把握できているのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 目標は65%を目標にしておりましたが、人間ドックの受診者は283名から290名と増加しておりますけれども、総合健診が459名から412名に減少しているということでございまして、一番の原因としては降雪が早かったことにより農家さんが農作業に追われて、時期が11月なものですから、ちょうどてん菜の掘り上げをしなければならないということで、何日も畑に入れない状態が昨年度はあったわけなのですけれども、そのためにより一家で来られなかった方が何世帯かおまして、それが受診率を下げた原因となっております。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 それにしても、もうここ数年どんどんと受診率がなかなか伸びないという状況はあるわけですから、目標を65%に置いている以上はそれに向けた何か対策といえますか、そういうものをやっぱり講じていかなければならないと思います。そういう農繁期の時期を外した中で11月というような予定も組んでいるようですけれども、年2回時期を行きやすいように行うだとか、もうちょっと時期を考えるだとか、いろいろな方策といえますか、そういう部分が多分あると思います。せっかくこういう形で更別は全道の中でも本当に高い数値をあらわしていて、ほかのところはもう40%を切るような状況の中で行っているわけですから、きっちりとこの部分については推進をやっぱりしていかなければならないと思うのですが、その部分について何かお考えがあれば。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 高木議員のおっしゃるとおり、受診率の向上に関しましては個別勧奨等も行っておりますけれども、今年度から新たに歯科検診も取り入れまして、そういうことのPRをさらに努めて受診率の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、132ページ、事業勘定の歳入についての補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、歳入についてご説明申し上げます。

132、133ページをお開きください。款1国民健康保険税、予算現額1億6,485万5,000円、

調定額 1 億6,988万502円、収入済額 1 億6,539万7,979円、不納欠損額が 3 万8,772円、収入未済額が444万3,751円でございます。

項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、収入済額 1 億6,509万9,643円、前年度と比較し2,751万9,754円の減少です。節 1 現年課税分は、調定額 1 億6,462万3,164円、収入済額 1 億6,444万7,904円、収入未済額は 6 世帯分で17万5,260円で、収納率は99.89%、前年度と比較して1,766万1,607円の減少です。これは、所得割額の減少が主なものでございます。節 2 滞納繰越分は、調定額431万3,358円、収入済額65万1,739円、不納欠損額となったものは 2 件で 3 万8,772円、収入未済額15件で362万2,847円、収納率は 15.11%で、前年度と比較して14万1,853円の増額となっております。不納欠損となったものは、1 件は生活保護の受給、1 件は時効によるもので、国民健康保険法の第79条の 2 に基づき不納欠損処理を行ったものでございます。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、収入済額29万8,336円、前年度と比較して27万7,265円の減少です。節 1 現年課税分は、調定額29万8,336円、収入済額同額で、収納率は 100%となっております。節 2 滞納繰越分は、調定額64万5,644円、収入済額はありませんので、収納未済額が 1 件、64万5,644円となっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。

款 2 国庫支出金、予算現額 1 億6,785万2,000円、調定額、収入済額、同額の 1 億7,514万7,555円の決算となっております。

項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金は、調定額、収入済額、同額の 1 億1,913万5,555円、昨年度と比較し715万8,412円の減額となっております。医療費が国の推計より低くなったため、現年度分の決定額が 1 億1,087万4,421円となり、826万1,134円を平成30年度において返還することとなっております。

目 2 高額医療費共同事業負担金は、調定額、収入済額、同額の300万6,000円、前年度と比較して144万9,057円の減額となっております。これは、歳出の款 7 共同事業拠出金の国の負担分として交付されるものでございます。

目 3 特定健康診査等負担金は、調定額、収入済額、同額の98万9,000円、前年度と比較して11万1,000円の増額となっております。特定健診に対する国の負担分ですが、現年度分の収入済額97万1,000円は、実績精算により 9 万8,000円の超過交付となっていることから、平成30年度において返還いたします。

項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金は、調定額、収入済額、同額の4,068万4,000円、前年度と比較し779万9,000円の増額となっております。医療給付に対する不足分を補う普通調整交付金は不交付でございますが、特別調整交付金として療養担当手当16万8,000円、へき地診療所分で3,098万6,000円、その他特別事情分としてH I V、エイズの啓発で 3 万円、保健事業分として44万6,000円、経営努力分として200万、財政負担増加分として569万8,000円、ここの財政負担増加分は北海道クラウドへの加入の設備分の不足分に対して充てられるものです。そのほか保険者努力支援分で133万円で、合計950万4,000円が交付され

ております。

続きまして、134、135ページをお開きください。目2国民健康保険制度関係準備事業補助金は、調定額、収入済額、同額の1,133万3,000円、前年度と比較し980万1,000円の増額となっております。この補助金は、国民健康保険の保険者が都道府県単位化に伴い新たに北海道クラウドシステムを導入するために対する補助金でございます。

款3療養給付費等交付金は、調定額、収入済額ともありませんでした。

款4前期高齢者交付金は、予算現額262万2,000円、調定額、収入済額、同額の262万1,100円の決算となっております。

項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金は同額で、前年度と比較して皆増しております。年代による被保険者間の偏りの不均衡調整のためのもので、平成29年の概算交付額2,579万8,558円が平成27年の精算交付額2,317万7,458円を上回ったため交付されたものでございます。

款5道支出金は、予算額3,433万2,000円、調定額、収入済額、同額の4,479万1,000円となっております。

項1道負担金、目1高額医療費共同事業負担金は、調定額、収入済額、同額の300万6,000円、前年度と比較して144万9,057円の減額となっております。これは、歳出の款7共同事業拠出金の北海道の負担分として交付されるものです。

目2特定健康診査等負担金は、調定額、収入済額、同額の98万9,000円、前年度比較11万1,000円の増額となっております。特定健康診査事業に対し交付されるものですが、実績精算により9万8,000円が超過交付になっていることから、平成30年度において返還いたします。

項2道補助金、目1道財政調整交付金は、調定額、収入済額、同額の4,079万6,000円、前年度比較で355万5,000円の増額です。普通調整交付金は、療養給付費、前期高齢者納付金、高額療養費支給額、後期高齢者支援金、介護納付金、保健事業費をもとに算定されるもので、2,214万3,000円が交付されております。特別調整交付金は、療養担当手当、医療費適正化等の事業実績、医療費の適正化の成績評価、その他の特別事情分として1,865万3,000円が交付されております。なお、前年度と比較し621万9,000円増加していますが、国保の都道府県単位化に伴う北海道クラウドシステム導入に対するものが増加したことが主な要因です。

款6共同事業交付金は、調定額、収入済額、同額の1億6,355万5,724円の決算です。

項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、調定額、収入済額、同額の1,366万8,759円、前年度と比較し1,008万3,580円の増額となっております。市町村が拠出金を出し合い、高額な医療費が発生した場合国保連合会から交付されるもので、80万円以上の超高額医療費に対する交付金でございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、調定額、収入済額、同額の1億4,988万6,965円、前年度と比較し856万2,735円増加しております。1円以上80万円未満の医療費に対し交付

されるものでございます。

続きまして、136、137ページをお開きください。款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、調定額、収入済額、同額の320円です。財政調整基金積立金の利子を収入しております。

款8繰入金、予算額8,766万円、調定額、収入済額、同額の4,431万900円の決算となっております。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、調定額、収入済額、同額の4,431万900円、2,260万7,510円の増額となっております。平成30年度から国民健康保険の保険者が都道府県単位になったことに伴い、国保税の算定の比較となる年が平成28年度分とされており、法定外の繰入金、これは財源補填分と福祉医療無料化波及分、特定健康審査事業分ですが、保険税の不足分の補填とみなされ、税及び納付金額の上昇につながり、その財源となる国保税納付金を上げる要因となることから、28年度は繰り入れを取りやめておりましたが、29年度は比較対照から外れるため、例年どおりの繰り入れを行っています。

項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、医療費の実績の減、款6共同事業交付金等の収入増により繰り入れを取りやめております。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、調定額、収入済額、同額の115万4,035円、前年度と比較して2,067万9,305円の減少をしております。前年度からの繰越金となっております。

款10諸収入につきましては、予算額37万8,000円、収入済額46万3,734円の決算となっております。

項1延滞金・加算金及び過料、目1一般被保険者延滞金、138、139ページをお開きください。目2退職被保険者等延滞金、目3一般被保険者加算金、目4退職被保険者等加算金は、収入額の発生がありませんでした。

項2雑入、目1雑入は、調定額47万580円、収入済額46万3,734円、収入未済額6,846円、前年度と比較して3万1,734円増加しております。備考欄の雑入は、国保資格喪失後の受診に伴う医療費を本人から納付してもらうもので、6件、3万6,030円の調定に対し1名、6,846円の収入がないものでございます。督促に努めていますが、いまだに納入がございません。備考欄、特定健診受診料は、総合健診における国保加入者の基本健診分の受診料収入で、36万9,000円、205名分を収納しております。

以上で歳入の補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 132ページ、133ページの款1の目1の一般被保険者国民健康保険税の関係の滞納部分の内容をもう少し補足説明をお願いしたいというふうに思います。

まず、滞納の2番目の滞納繰り越し分の中で、不納欠損額が2件分で3万8,772円という形になってございますけれども、まだ収入未済額が説明では15件の362万2,847円というこ

とでございますけれども、これらの年度別といいますか、動向についての滞納の年度別のやつがわかればちょっと報告いただきたいと思います。

それで、あと気になっているのが目2の退職者の関係の1件、64万5,000円の関係でございますけれども、どのような経過になっているか、退職保険者等の国民健康保険税ですから、滞納という分では考えづらい分も私自身はあるので、その内容等も含めてちょっと説明いただければというふうに思います。

○議長 長 答弁調整もありますし、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

○議長 長 休憩前に続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 お時間をいただきどうも済みませんでした。

安村議員からのご質問の滞納繰り越し分の年度別の状況でございます。一般被保険者の国民健康保険税の滞納繰り越し分ですが、平成14年で1件、4万5,973円、平成16年度で1件、31万2,400円、平成17年度で1件、11万2,100円、平成18年度で2件、18万8,953円、平成19年度で4件、27万1,377円、平成20年度で2件、35万7,238円、平成21年度で1件、24万8,300円、平成22年度で4件、13万5,247円、平成23年度で4件、49万2,677円、平成24年度で6件、42万7,945円、平成25年度で3件、12万9,260円、平成26年度で5件、33万1,900円、平成27年度で5件、32万4,877円、平成28年度で7件、33万4,600円で、合計で同じ世帯が何年分も滞納しているという関係で、件数としては46件、362万2,847円となっております。

続きまして、退職者医療の滞納繰り越し分ですが、平成14年で1件、12万192円、平成18年度で1件、28万1,147円、平成19年度で1件、14万943円、平成20年度で1件、10万3,362円で、合計4件の64万5,644円となっております。この退職のほうのなのですけれども、1世帯の方が毎年そういうふうに、先ほどの年度で税の滞納が起こっておりまして、この方は一般被保険者の、65過ぎてから、一般被保険者に移ってからも滞納を繰り返しているという状況になっております。退職の医療も国保の医療も納付書でもって一般的に納めていただくよう勧奨はしておりますが、この方に関しては両方、一般被保険者、退職においても滞納を繰り返しているという状況になっております。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今滞納の繰り越し分の年度別の説明いただきました。心配なことは、日々収納に向けた努力はされていることというふうには評価していますけれども、ただ不公平

感といたしますか、そういう部分がどうしてもやはり生じますし、今般の29年度の不納欠損額を見ても金額はどうであれ、2件の方が1件はそれなりの理由、あとは法的な措置の中でということで欠損額を計上していますけれども、こうやって見ますとそれが滞納がずっと続くという形になってしまうと、また欠損額が毎年毎年発生してくるというような悪循環を繰り返すという形になると思います。また、そういう場面においても、これは医療制度の欠陥というよりもやはり人命救助の部分が多いと思うのですけれども、未納の方にもある程度緊急の通院については多分保険証は出しているはずでございます。それは、善意的に捉えてどうしても払えない方、あるいは一方では悪意的に捉えて、ある程度の猶予があっても、ではそういうふうな場面であれば保険証は出るし、病院も通えるし、ある程度という形の、やっぱりそういうものもないわけではないというふうに解釈するのが正しいのではないかなというふうに思っています。その辺もちょっと長くなりましたけれども、平成14年からという部分の重さを十分ご理解いただいて、また国保の運営上の問題、あるいは負担の問題、やはりそういう問題も多く絡んできますので、その点の努力はお願いしたいというふうに思います。

また、今説明いただきました滞納者の退職分の関係でございますけれども、どうしてなのかなというのがちょっと見えない部分があって、今課長ご説明いただきましたけれども、年度別に滞納額というのありましたけれども、どうしてそういう形が起きるのかなという部分がちょっとまだ不明だったものですから、その附帯説明だけはお願いしたいなというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 悪質な滞納者に関しましては、国民健康保険で資格審査をしまして、3カ月の短期被保険者証というものを出しています。本当は、最大のものは資格証ということで出して、一回全額を払っていただいて、その領収証を持ってきていただいて3割分を払い戻すという方法があるのですが、それは相当悪質な分ということで、更別村では現在3カ月の短期証という形で出しております。その点の世帯数もあるのですが、そのほか先ほど言われた退職被保険者の納税なのなのですが、この方は先ほど説明したとおり、国保税だけではなく各種税、使用料等にも未納が発生しているという状況で、各担当で合同で督促等には行っているのですが、なかなか応じてもらえないという状況があります。それでもやはり税、使用料の公平負担という原則からいって、より督促に努めて、収納に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。本当に日々努力されていることは十分察しておりますので、その点の私が今回のご質問させていただいたというのは、制度的な問題も含めて、更別村はおかげさまで人命の部分を第一に考えてということで、悪質、悪質ではないは別にしても滞納者に最大限といたしますか、最小限の3カ月の短期保険証を交付して、

ある程度そういう部分を保護しているという部分は、私はこれは評価したいと思うのですけれども、ただ他町村に行けばやはり保険証が出ない。あるいは、全額とりあえずは自己負担をもって、ある程度申請をもってそれを補填するという形をとっているところもありますので、どちらかが正しいとは言いませんけれども、そういう部分の滞納が続くのであれば、そういう面一回はやはり負担をしていただいて、その申請に基づいて対応するほうが収納率としては、収納のあり方としては事務的にも楽ではないかなという私なりの解釈をしていますので、制度も含めて、村長も含めて何とかその点の改善策きちっと図っていただけるようお願いも申し上げたいと思いますし、不納欠損額、余り格好いいものではございませんので、円滑な国保運営をするという意味からもやっぱりここは一定の方向をきちっと出しながら進めていただきたいというふうをお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 議員の言われるとおり、今現在資格審査委員会の中では、資格証、先ほど行ったとおり一回その資格証を出せば病院へ持って行って自分で全額を払わなければならないということも、そういうこともこれから続くようだと考えていかなければならないということはわかっておりますので、個々の状況を1件1件判断はしていますが、より悪質だと思われる案件に関しましてはその方向で検討してまいりたいと思います。

○議長 長 ここで補足の説明の追加について安部保健福祉課長より発言を求められましたので、これを許します。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 申しわけございません。実質収支に関する調書の説明を忘れておりましたので、この場で追加して説明させていただきます。

150ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額5億9,744万2,347円、2番、歳出総額5億8,139万8,824円、3番、歳入歳出差引額1,604万3,523円、4、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、5、実質収支額が3の歳入歳出差引額と同額の1,604万3,523円となります。

以上で国民健康保険特別会計の事業勘定の決算の補足説明を終わらせていただきます。どうも済みませんでした。

○議長 長 引き続き質疑を承ります。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。

次に、153ページから、国民健康保険特別会計診療施設勘定について質疑に入ります。補足の説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の決算について補足説明をさせていただきます。歳出からご説明申し上げます。決算書の159、160ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、予算現額 2 億 4,268 万円、支出済額 2 億 4,114 万 6,851 円、不用額 153 万 3,149 円となっています。

目 1 一般管理費は、支出済額 2 億 4,080 万 7,678 円で、不用額は 153 万 3,149 円となっています。支出済額の前年度比較は、898 万 8,787 円の増で、診療所機械室循環ポンプの修繕など施設修繕費の増、平成 28 年度は看護師 1 名が 3 カ月欠員であったことなどによる人件費の増、医師の異動、昇給などによる医療業務委託料の増などによるものです。備考欄をごらんください。(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、光熱水費、備品や施設の修繕費、施設機器の保守、管理、点検委託料、清掃業務委託料、施設管理用備品購入費などで、不用額は 9,852 円となっています。平成 29 年度は、診療所修繕費において機械室循環ポンプの修繕、照明器具の修繕、エックス線防護ドアの修繕、非常用発電機修繕、機械室換気扇の修繕などを行ってきております。(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、不用額はございません。

(3)、総務管理経費は、職員 11 名分の人件費で、不用額は 4 万 8,795 円となっています。

(4)、総務一般事務経費は、臨時職員人件費、旅費、村長交際費、事務用消耗品費、通信費、医療用衣類のクリーニング料、医療業務委託料、医療業務用システム使用料、各種負担金などで、不用額は 146 万 4,181 円となっています。7 賃金において看護補助員が 11 月末で 1 名退職され、後任の募集に努めましたが、採用に至らず、12 万 8,291 円の執行残、13 委託料で医師 2 名が家庭医療学センターが運営するほかのクリニックの医師が急遽退職されたことによる診療支援を行ったことにより、この分の賃金負担額を減額したことにより 78 万 2,163 円の執行残となっています。161 ページ、162 ページをお開きください。(5)、準職員賃金等は、準職員 2 名の人件費で、不用額は 1 万 321 円となっています。

目 2 車両管理費は、支出済額 33 万 9,173 円で、不用額はございません。支出済額の前年度比較は、22 万 6,613 円の増となっています。備考欄 (1)、公用車維持管理経費は、公用車の維持管理経費で、平成 29 年度は車検整備の年でありました。不用額はございません。

次に、款 2 医業費、項 1 医業費は、予算現額 2,810 万円、支出済額は 2,669 万 3,240 円、不用額 140 万 6,760 円となっています。

目 1 医療用消耗器材費は、支出済額 537 万 8,138 円で、不用額はございません。支出済額の前年度比較は、4 万 6,196 円の増となっています。備考欄 (1)、医療用資材購入経費は、医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費です。

目 2 医薬品衛生材料費は、支出済額 745 万 8,660 円で、不用額は 96 万 1,182 円となっています。支出済額の前年度比較は、76 万 4,609 円の減です。備考欄 (1)、医薬品購入経費は、医療用薬品、予防接種ワクチンの購入費で、不用額は 96 万 1,182 円となっています。医薬品の購入費は、患者が抱える疾患の種類によって大きく変動します。医薬品につきましては、夜間、休日の急患に対応できるようある程度在庫に余裕を持ち確保しています。

目 3 医療管理費は、支出済額 928 万 153 円で、不用額は 41 万 2,867 円となっています。支出済額の前年度比較は、51 万 4,503 円の増で、主には患者の疾病に伴う血液や尿、便、喀たん

などの検査、解析に係る検査委託料が増となったことによるものです。備考欄をごらんください。(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、保守点検委託料、検査委託料が主なもので、不用額は41万2,867円となっています。内視鏡洗浄機の修繕、エックス線撮影装置の保守点検、エックス線画像読み取り表示装置の保守点検、臨床検査などを行っております。(2)、医療機器借上経費は、在宅持続陽圧呼吸療法治療器、在宅酸素供給装置の借り上げに係る経費で、不用額はございません。

目4寝具費は、支出済額44万5,851円で、不用額は3万2,149円です。支出済額の前年度比較は、10万2,854円の減で、入院患者数の減によるものです。備考欄(1)、入院資材等借上経費は、入院患者の寝具、衣料の借り上げ料です。

目5医療用機械器具費は、支出済額413万438円で、不用額は562円です。支出済額の前年度比較は、308万5,646円の増で、医療用備品の購入費の増によるものです。備考欄(1)、医療機器等整備事業は、医療用備品の購入費です。平成29年度は、患者移乗用マット、自動血球計数CRP測定装置、自動輸液ポンプ、床ずれ防止用エアマットなどを購入しています。

項2給食費、目1給食費は、予算現額282万5,000円、支出済額237万6,774円、不用額44万8,226円となっています。支出済額の前年度比較は、72万7,628円の減で、入院患者数の減少による給食食数の減によるものです。備考欄(1)、給食事業費は、入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。163ページ、164ページをお開きください。13委託料で41万7,906円の不用額となっています。平成29年度の食数は、4,599食でありました。

款3公債費、項1公債費は、予算現額2,836万3,000円、支出済額2,836万1,448円、不用額1,552円となっています。医療用備品の購入費、医療業務委託料に係る償還元金及び利子です。支出済額の前年度比較は、3,690万89円の減で、平成16年度診療所移転改築時に要した工事費に係る起債の償還が平成28年度で終了したことによるものです。

款4予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっています。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。決算書の153、154ページをお開きください。款1診療収入は、予算現額1億5,917万9,000円、調定額、収入済額、同額の1億6,440万6,725円で、前年度比較462万4,780円の減となっています。診療収入は、患者数と患者が抱える疾患の種類によって大きく増減いたします。

項1入院収入は、予算現額3,014万円、調定額、収入済額、同額の3,034万9,494円で、前年度比較413万4,581円の減となっています。入院につきましては、昨年度の年間延べ人数は2,108人、前年度比較412人の減となっています。長期入院患者の数に大きな増減はありませんが、総体の入院件数が14件減少しております。急性期で帯広市などの病院に入院された方が退院して自宅や施設へ戻られる前に、戻った先での生活の不安や負担を軽減することを目的とした一時的な入院等が減少したことが要因の一つと考えています。今後も急

性期で入院された方が退院した後の回復期の病床としての機能を担えるよう帯広の医療機関との連携に努めてまいります。

項2 外来収入は、予算現額1億1,379万4,000円、調定額、収入済額、同額の1億1,839万5,977円で、前年度比較58万297円の増となっています。患者の年間延べ人数は1万8,201人で、前年度比較285人の増となっています。一方、在宅での訪問診療の患者数は年間延べ人数で182人から145人に減少しています。訪問診療の患者は、診療所の病棟を退院された方が移行していくというケースが多いので、入院患者が減れば訪問診療の患者も減る要素になるところがございます。

155、156ページをお開きください。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入は、予算現額1,524万5,000円、調定額、収入済額、同額の1,566万1,254円で、前年度比較107万496円の減となっています。主な要因は、各種予防接種診断料が前年度比較112万4,628円減となっています。予防接種には予防接種法によって対象疾病、対象者、接種期間などが定められた定期接種とそれ以外の任意接種があります。平成28年度に日本脳炎とB型肝炎ワクチンが定期接種となりました。平成28年度には駆け込み的に接種をした方がいたこと、また平成29年度はインフルエンザのワクチンが全国的に不足し、入荷が滞ったことによる接種者の減少が主な要因となっています。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料は、予算現額26万7,000円、調定額、収入済額、同額の27万6,190円で、前年度比較6万6,216円の減となっています。入院患者電気器具使用料、訪問診療患者の自動車使用料などでございます。

項2 手数料は、予算現額153万4,000円、調定額、収入済額、同額の186万5,212円、前年度比較34万3,652円の増となっています。医療事務取扱手数料、各種診断書料の増によるものです。

目1 手数料、収入済額68万3,432円は、医療事務取扱手数料です。

目2 文書料、収入済額118万1,780円は、各種診断書料です。

款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、予算現額48万7,000円、調定額、収入済額、同額の48万7,680円で、前年度比較同額となっています。医師住宅2戸分の貸付収入です。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、予算現額1億857万3,000円、調定額、収入済額、同額の9,960万448円で、前年度比較22万7,911円の増となっています。一般会計からの繰入金で予算全体の調整を行っています。平成28年度までは、公債費分と財源補填分として繰り入れていました。診療所運営に対して国からの特別交付税の交付を受けるに当たって、これまで財源補填分としていたものについて、一般病床分、救急病床分、そのほかの運営補填分に対する額に分けるよう指導されたことから、繰り入れする金額を夜間、土曜、日曜日の診療に係る人件費、外来患者数、入院患者数、時間外診療患者数などをもとにおおむねの案分割合によりそれぞれ振り分けしています。公債費分については、平成16年度の移転改築時に要した工事費に係る過疎対策事業債、一般公共事業債が

平成28年度で償還が終了したため3,690万89円の減になっています。157ページ、158ページをお開きください。一般病床分、救急病床分、運営補てん分としました財源補填分については、前年度比較3,712万8,000円の増となっています。平成28年度まで医師確保に係る医療業務委託料分に対して過疎対策事業債を活用し、借り入れしておりましたが、特別交付税の算定基礎に医師の person 費相当が含まれており、過疎対策事業債との二重計上はできないことから、平成29年度から借り入れはなく、村債分で2,000万円の増、収入の減少で586万1,346円の増、支出の増加分で1,126万6,654円の増となっています。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は、予算現額3,098万6,000円、調定額、収入済額、同額の3,098万6,000円で、前年度比較103万6,000円の減となっています。診療施設の運営費について国から調整交付金が国保会計に交付され、国保事業勘定から診療施設勘定に繰り入れるものです。基本額と加算額で構成されており、入院日数の状況により減額となっています。

款5繰越金は、前年度繰越金でございます。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算現額94万2,000円、調定額、収入済額、同額の95万5,778円で、前年度比較10万128円の減となっています。医療保険の対象とならない自費衛生材料等収入などが主な内容です。

款7村債の借り入れはございません。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

165ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億9,867万8,866円、歳出総額2億9,857万8,313円、歳入歳出差引額10万553円、実質収支額10万553円とするものでございます。

以上で診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 前段の診療所の運営費については、28年度の建設償還が終わるにもかかわらず、結局一般財源のほうの補填のほうがかなり膨らんでいるという状況で、改めてここは質問したいと思いますけれども、歳入の部分で全般で462万5,000円を減額してございます。その中であって、156ページですけれども、その他の診療報酬収入で実は前年と比較しまして1.5倍伸びているという状況がございます。少額ではございますけれども、先ほどの保険証の停止等もなく、自費によるこの報酬額が伸びたということについてもう少し詳しく説明してください。

○議長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 その部分につきましては、労災と自賠責の収入増が主な要因となっております。平成28年度は労災が41件、59万5,218円、自賠責が20件、10万5,476円、平成29年度は労災が54件で87万7,617円、自賠責が34件で28万2,004円となっております、労災と

自賠責で45万8,927円の増となっています。そのほかでは、自費診療で5万4,296円の減ということでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 労災と自費ですね。それで、結構伸びた数字の根拠として、実は地域の方もおられるのかということで村外者とか村内者に分けられることが、もし今わかりましたら教えてください。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 村内と村外の内訳でございますが、平成28年度は労災において村内者38件で53万2,539円、村外者3件で6万2,679円、自賠責で村内者11件、5万6,150円、村外者が9件、4万9,326円、平成29年度は労災が村内51件、82万7,375円、村外3件、5万242円、自賠責は村内29件、16万7,314円、村外5件、11万4,690円となっています。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 159、160ページの一般管理費について、備考欄の(4)の13委託料で、先生方には本当活躍していただいているところなのですが、ここ何年かで作業療法士と理学療法士に入っていただいていると思うのですけれども、その作業療法士、理学療法士、1人しか入っていないので、今だと作業療法士、以前だと理学療法士という形だったのですけれども、診療所としてどちらの先生が必要なのかということは何かありますでしょうか。というのは、保健福祉課でも作業療法士と似たようなというか、運動機能回復に関してはやっているとしますし、診療所、そういったけがしたどうのこうの云々ということに関してはやはり理学療法士のほうが更別村の診療所にはより適しているのではないかなという意味で聞かせていただくのですけれども、そういった要望とか、診療所で思っている思いというものはございますでしょうか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 作業療法士と理学療法士の関係でございますが、平成27年度までは理学療法士1名が、平成28年度からは作業療法士が配属されております。内容につきましては、作業療法士は生活機能の向上といいますか、ということで、診療所の診療の運営においてのリハビリの内容につきましてはそれまでの理学療法士から作業療法士にかわったことにおきまして質が低下したとか、そういったことはなく、そういった要望も今のところないところでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 そういったことが今のところ届いていないのであればあれなのですけれども、やはり作業療法士と理学療法士、似たような、同じような学校はもちろんあるのですけれども、その内容に関して言えば本当作業療法士というのは機能回復、今保健福祉課の推進事業などで行っているようなことに近い。それにより専門性を持ったものということで作業療法士さんだと思うのですけれども、理学療法士となるとやっぱりけがをしたりリハビリ、生活というよりはけがをした後の回復、リハビリ運動ですよね。そういったこと

に特化しているものだと思います。それに対して診療所という思いでは、私はふだんの生活がもちろん入院患者も含めていろんなリハビリがあると思うのですけれども、更別村の状況を見たときに生活から病院に通ってふだんの生活ができるような作業療法士の運動の指導ではなくて、何かそういったけが、膝が痛い、どうのこうのといったところから、機能回復というか、リハビリ性を持った理学療法士さんが診療所として必要ではないかと思って質問しているのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 けがの療法につきましての理学療法士についてですが、そういった機能もあるとよいとは認識しております。ただ、診療においての患者さんの状況を見ますと、高齢者、リハビリのほうの収入については、診療の中で介護報酬の収入のほうが多いという現状になっております。確かに理学療法士さんがいるとさらにリハビリの幅が広がるとは思っておりますが、現状においては診療所の診療の体制においては作業療法士で賄えて運営できていると考えております。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 153ページ、154ページということで、外来収入の部分なのですが、先ほど訪問診療の関係で182から145に減少しましたというお話がありました。これについては、入院の関係が減少することによってこの部分は減っていくのだよというようなご説明がありました。今在宅治療、介護等も含めてどんどんふえてきている中、この訪問診療に対する決まり事といいますか、そういう部分では介護の部分でも入院していなくても診療を希望する方々もたくさんいると思うのですが、この辺のあり方についてちょっと説明をいただきたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 高木議員さんのおっしゃるとおりでございまして、通常といいますか、最初は外来の通院で診療にかかっていた。お年を召したり、通院が困難になった方につきましては、訪問のほうに移っていただくというような流れもございまして、加えて、回復期で入院された方が自宅での生活に戻られた際は訪問診療ということでございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計診療施設勘定の質疑を終了いたします。

168ページから、後期高齢者医療事業特別会計について質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成29年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

後期高齢者医療事業につきましては、都道府県ごとに設置される広域連合により担うこととされており、市町村の役割につきましては保険料の徴収、各種申請や届け出の受け付

け、被保険者証の引き渡しなど被保険者により身近な窓口業務を行っております。別冊の平成29年度各会計の決算資料23ページに後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表及び後期高齢者保険料収入の状況を添付してありますので、後ほどご参照願います。

それでは、歳出から補足説明いたします。172ページ、173ページをお開きください。款1 総務費は、予算現額53万6,000円、支出済額53万4,644円、不用額1,356円の決算となっております。

項1 総務管理費、目1 一般管理費は、支出済額36万9,113円、不用額は887円、前年度と比較して4万8,569円の増となっております。この会計における経常的な一般的事務経費及び賦課徴収に係る経費等の支出でございます。(1)、総務一般事務経費についての節9の旅費において担当者の人事異動により研修旅費で2万6,040円、節11需用費において受給者証用のビニールカバーを3年に1回程度購入していますもので、今回購入したということ等で2万2,529円が増加しております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、支出済額16万5,531円、前年度と比較して2万8,587円増額です。節11の需用費の印刷製本費において納付書の印刷代が増加したことが要因となっております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額5,261万6,000円、支出済額5,232万7,180円、不用額28万8,820円、前年度比較で34万9,249円の減額となっております。内訳につきましては、療養給付費に係る負担金と事務費負担金でございます。

款3 諸支出金は、予算額25万円、支出済額1,900円、不用額が24万8,100円となっています。住民税の修正申告の結果、保険料の還付が発生したため支出が発生しております。

款4 予備費については、予算の執行がありませんので、全額が不用額となっております。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、168、169ページをお開きください。歳入の補足説明をいたします。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、予算額4,040万8,000円、調定額4,060万1,540円、収入済額が4,039万8,800円、収入未済額が20万2,740円の決算となっております。

目1 特別徴収保険料、節1 現年度分は、調定額、収入済額とも同額の1,438万1,800円で、徴収率が100%となっております。

目2 普通徴収保険料、節1 現年度分は、調定額、収入済額とも同額の2,601万7,000円で、徴収率が100%となっております。節2 滞納繰越分は、調定額20万2,740円で、収入済額はありませんので、調定額そのまま収入未済額となっております。1件、2年分、平成26、27年分ですけれども、その2年分であります。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金は、予算現額1,313万3,000円、調定額、収入済額とも同額の1,263万1,624円の決算でございます。

目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金の備考欄、保険基盤安定繰入金1,042万

3,980円は、保険料の軽減に対する補填分です。一般会計で道より4分の3の負担があり、残り4分の1を村が上乗せしたものを繰り入れております。節2その他一般会計繰入金の備考欄、事務費対象分220万7,644円は、広域連合への事務費負担分167万3,000円と村運営の一般事務経費分を繰り入れしております。

款3繰越金は、予算現額10万8,000円、調定額10万7,950円、収入済額同額の決算でございます。

款4諸収入は、予算現額25万3,000円、調定額、収入済額ともありませんでした。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、174ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額5,313万8,374円、歳出総額5,286万3,724円、3、歳入歳出差引額27万4,650円、4、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額であります。

以上で後期高齢者医療事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 以上で後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、177ページから、介護保険事業特別会計について事業勘定及びサービス事業勘定の質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 平成29年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

別冊の平成29年度各会計決算資料24ページに介護保険事業特別会計事業勘定決算構成表、介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表を、25ページに介護保険事業の状況を添付しておりますので、後ほど参照願います。

最初に、事業勘定の歳出から補足説明させていただきます。185、186ページをお開きください。款1総務費、予算現額662万2,000円、支出済額654万4,597円、不用額7万7,403円の決算です。この会計における経常的な事務費、賦課徴収費、認定審査会経費及び共同設置の負担金などの経費でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費は、支出済額171万4,361円、不用額6万7,639円、前年度比較69万8,363円の増となっております。備考欄(1)、総務一般事務経費は、研修会への出席旅費、参考図書購入のための消耗品費、介護被保険者証の印刷費、介護被保険者証等の郵送料、システム改修に伴う北海道自治体システム協議会の負担金が主なものです。不用額の主なものは、節9旅費で3万9,090円、節12役務費で共同電算処理手数料1万3,842円でございます。また、節19負担金補助及び交付金で介護保険システムの改修に係る北海

道自治体システム協議会負担金が55万7,712円増加しております。

続きまして、項2徴収費、目1賦課徴収費は、支出済額12万4,489円、不用額は4,511円の決算です。備考欄(1)、賦課徴収事務経費は、納付書の印刷費、郵送料、特別徴収の事務手数料を北海道国民健康保険団体連合会に支出しております。

続きまして、項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、支出済額89万7,800円、不用額は5,200円、前年度比較32万1,300円の増となっております。備考欄(1)、認定調査等経費は、認定調査票の印刷、送付用郵便料、主治医意見取り扱い手数料、介護認定調査委託料を支出しております。増額の主な要因は、節12役務費で主治医意見取り扱い手数料の件数が増加したことにより30万2,400円増加いたしました。

目2認定調査会共同設置負担金は、支出済額380万7,947円、不用額は53円、前年度と比較して63万7,776円の増となっております。南十勝で共同設置している介護認定審査会に対する負担金で、人事異動により増加しているものでございます。

続きまして、款2保険給付費は、予算現額2億7,177万3,000円、支出済額2億6,879万6,531円、不用額が297万6,469円となっております。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費で支出済額が2億2,871万4,917円、不用額は244万2,083円、前年度と比較し436万4,422円の増額となっております。備考欄(1)、介護サービス等諸費は、審査支払手数料と介護給付費を支出しております。不用額は、法定施設サービス給付費で50万5,111円、居宅介護支援給付費で11万7,719円、法定施設サービス給付費で29万5,291円、住宅改修給付費で12万935円、地域密着型居宅介護サービス給付費で57万4,981円、地域密着型施設サービス給付費で76万3,906円の執行残が主なものです。増額の主な要因は、地域密着型施設介護サービス給付費の増加が主な要因となっております。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、支出済額1,345万559円、不用額は19万7,441円、前年度比較420万724円減額しております。備考欄(1)、介護予防サービス等事業は、介護予防給付費を支出しており、不用額は居宅介護予防サービス給付費で3万7,865円、介護予防住宅改修等給付費で15万9,576円の執行残が主なものでございます。減額の主な要因としては、居宅介護予防サービス費の減額が主なものでございます。

続きまして、項3高額介護サービス費、187ページ、188ページをお開きください。目1高額介護サービス費の支出済額は587万4,426円で、不用額が1万円となっております。前年度比較41万4,859円増額しております。所得により変動いたしますが、利用者負担の上限額が決められており、その上限額以上が高額介護サービス費で支給されることとなっております。また、高額介護予防サービス費の給付実績がありませんでしたので、予算額の1万円が不用額となっております。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費の支出額は71万9,059円で、不用額が2,515円、前年度比2万9,200円の減となっております。備考欄(1)、高額医療合算介護サービス事業は、介護保険と医療保険の両制度の上限額を適用した後に

世帯内で1年間の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給され、高額医療合算介護サービス費で不用額1,515円、高額医療合算介護予防サービス費は給付実績がありませんでしたので、予算額の1,000円がそのまま不用額となっております。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、支出済額2,003万7,570円で、不用額32万4,430円、前年度比で144万5,090円の増となっております。備考欄(1)、特定入所者介護サービス事業費は、所得の低い要介護者の負担軽減のため、俗に言うホテルコストというもので居室料及び食費の軽減のため給付されるものです。

款3地域支援事業費、予算現額4,130万円、支出済額4,041万5,969円、不用額88万4,031円の決算となっております。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、支出済額が816万338円、不用額が10万8,662円、前年度比較皆増としております。制度改正により28年度までの項2介護予防等サービス諸費、目1介護予防サービス等諸費の中の居宅介護予防サービス費に含まれていた介護予防訪問介護、ヘルパーの派遣です、と介護予防通所介護、デイサービスとなりますけれども、この目で行うこととなり、全額が増加しているということになっております。

目2一般介護予防事業費は、支出済額326万6,177円、不用額が5万1,823円、前年度比較で326万6,177円の増額となっております。これは、平成28年度までで項1介護予防事業、目1介護予防二次予防事業、目2介護予防一次予防事業が新たな総合事業の中でこの一般介護予防事業となったため増加したものです。まる元運動教室、大人のまなびや、元気アップ講座、元気クラブ、健康増進クラブの一般介護予防教室に係る経費を支出しています。不用額の大きなものは、利用者送迎委託料で3万3,000円の不用額が発生しております。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費は、支出済額6万5,850円、不用額が9,150円です。(1)、総合相談支援事業は、相談支援事業の事務費で、旅費、消耗品費、研修会の負担金を支出しております。

目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額1,838万9,475円、不用額13万1,525円、前年度比較で762万2,845円の増額です。備考欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から包括支援センターへ派遣されている社会福祉士の負担金で、7万4,143円の不用額です。(2)、準職員賃金等は、介護福祉士の賃金、共済費等で、不用額は1万3,408円で、この部分については前年度と比較し皆増しております。189、190ページをお開きください。(3)、職員等人件費は、包括支援センターへ配置している保健師の給料、手当、共済費等で4万3,974円の不用額が発生しております。

目3任意事業費は、支出済額374万1,534円、不用額が37万1,606円、前年度比較で650円減額しております。(1)、家族介護支援事業は、家族介護慰労金、用品支給が主なもので、家族介護慰労金を48カ月分給付しているものでございます。備考欄(2)、任意事業は、シルバーハウジングの管理委託業務が主なもので、L S Aが休暇時に代替職員の勤務が少なかつたため26万6,466円が不用額となっております。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は新規の事業で、支出済額が85万6,397円、不用額が13万8,603円です。(1)、在宅医療・介護連携推進事業は、医療、介護連携のための研修費や情報共有ツールの使用料、ツールの購入費を支出しております。機器使用料が5万5,386円、備品購入費で4万5,717円の不用額が発生しております。現在登録者は48名となっております。

目5 生活支援体制整備事業費は、支出済額480万円で、不用額はあります。この事業は、平成28年までは目1 包括的支援事業で計上しておりました事業を新たに目としたもので、77万円増加しております。備考欄(1)、生活支援体制整備事業は、支えられる側も支える側になり得る、住民支え合いの仕組みづくりを進めるため地域ニーズの把握、担い手育成のための生活支援コーディネーターを配置するための委託料の支出となっております。

目6 認知症総合支援事業費は、支出済額113万6,198円、不用額が7万2,662円、前年度比較は皆増しております。備考欄(1)、認知症総合支援事業は、新規に計上した事業であり、認知症について気軽に話し合う場となる介護カフェの開催経費、認知症関連の研修会の開催経費を支出しております。

款4 基金積立金、予算現額7万6,000円、支出済額が6万5,937円で、不用額が1万63円の決算となっております。191、192ページをお開きください。(1)、事業基金積立金は、積み増し分で6万5,099円、利息分で238円を積み立てしております。

款5 諸支出金、予算現額438万8,000円、支出済額438万7,536円、不用額464円の決算となっております。

項1 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金も同額です。前年度分の介護給付費の精算による還付金を支出しております。

款6 予備費100万円で、充用支出がありませんでしたので、全額が不用額となっております。

続きまして、歳入の補足説明をいたします。177、178ページをお開きください。款1 介護保険料、項1 介護保険料、予算現額5,190万円、調定額5,215万2,800円、収入済額5,192万2,100円、不納欠損額が15万7,200円、収入未済額が7万3,500円となっております。

目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分は、調定額、収入済額、同額の5,192万2,100円で、収納率は100%、前年度比較で48万6,900円減少しております。節2 滞納繰越分は、調定額23万700円、収入済額がありませんが、不納欠損額1世帯、15万7,200円、介護保険法200条、時効による徴収権の消滅によるものが発生しております。収入未済額が2世帯、1年分で7万3,500円となっております。なお、滞納者に関しましては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。

款2 使用料及び手数料は、介護予防事業に係る生活援助員派遣手数料で、予算現額13万4,000円、調定額、収入済額が同額の13万4,100円の決算となっております。

款3 国庫支出金は、予算現額9,240万6,000円、調定額が9,297万405円、収入済額が同額の決算です。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、節1 現年度分は、収入済額5,690万1,225円で、介護給付費に対する国のルール分の収入になっております。前年度と比較して393万212円増額しております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、調定額、収入済額、同額の2,154万9,000円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の5%を基準として調整交付金の名目で交付されているもので、前年度比較68万4,000円増額しております。

目2 地域支援事業交付金（介護予防事業）、目3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、過年度分のみ予算計上でしたが、発生しなかったため調定額、収入済額ともありません。

目4 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、昨年目2 地域支援事業交付金（介護予防事業）が包含されております。調定額、収入済額、同額の310万8,200円です。歳出で款3の地域支援事業、項1 介護予防・日常生活支援総合事業に対して交付されるものでございます。

目5 地域支援事業交付金（その他事業）は、調定額、収入済額、同額で1,095万1,980円です。これも前年と比較して皆増でございます。歳出の款3 地域支援事業、項2 包括的支援事業・任意事業に対して交付されたものでございます。

目6 事業費補助金は、調定額、収入済額、同額の46万円、前年度比較24万円の増加です。介護保険システムの改修に係る補助金となっております。

179、180ページをお開きください。款4 支払基金交付金、予算現額7,779万5,000円、調定額7,752万5,000円、収入済額が同額です。

項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、2号被保険者に係る保険者負担分としての収入で、7,459万6,000円の収入済額です。前年度比較で220万6,700円の減額となっております。

目2 地域支援事業交付金は、歳出の款3 地域支援事業実施に係る交付金で、292万9,000円の収入済額で、前年度比較248万2,000円増額しております。

款5 道支出金は、予算現額4,259万6,000円、調定額4,286万8,740円、収入済額は同額の決算となっております。

項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は、介護給付費に対する道のルール分で、調定額、収入済額、同額の3,550万6,500円です。前年度比較で114万9,250円が減額しております。

項2 道補助金、調定額736万2,240円、収入済額同額でございます。前年度比較で448万6,680円増額しております。

目1 地域支援事業交付金（介護予防事業）、目2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、過年度の精算交付として計上していましたが、交付実績がありませんでした。

目3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、調定額158万8,250円、収入済額同額でございます。昨年までの目1 地域支援事業交付金（介護予防事業）の組み

かえであり、前年度比較では皆増です。歳出の款3地域支援事業、項1介護予防・日常生活支援総合事業の道が負担する分でございます。

目4地域支援事業交付金（その他事業）は、調定額547万5,990円、収入済額同額です。前年度比較で皆増しております。歳出の款3地域支援事業、項2包括的支援事業・任意事業に対する道の負担分となっております。

続きまして、目5事業費補助金、調定額、収入済額、同額の29万8,000円でございます。前年度と比較して皆増しております。医療介護連携事業に係るネットワーク機器購入に対する補助金となっております。

款6財産収入、予算現額1,000円、調定額が238円、収入済額同額です。介護保険事業基金積立金の預金利子を収入しております。

181、182ページをお開きください。款7繰入金、予算現額5,535万4,000円、調定額5,608万7,834円、収入済額が同額の決算となっております。

項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、介護給付費に係る村負担分を一般会計から繰り入れるもので、3,359万9,569円の収入済額で、前年度比較で24万9,308円の増となっております。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）も介護予防・日常生活支援総合事業に係る村負担金で、136万8,439円の収入済額です。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、収入済額538万9,007円で、村負担のルール分を繰り入れているものでございます。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、平成27年4月より所得の低い方の保険料の軽減割合が拡大されたため、その財源として低所得者保険料軽減負担金が充てられ、一般会計の国庫負担金で19万5,750円、道負担金で9万7,875円、それに村負担分の9万7,875円を加えた39万1,500円を繰り入れたものでございます。

目5その他一般会計繰入金、収入済額642万5,131円で、事務費分と各事業の不足分を繰り入れております。前年と比較して283万9,718円減額しております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金、収入済額819万9,188円で、介護給付費がそれぞれのルール分で不足しましたので、繰り入れを行い、前年と比較して650万9,635円の増となっております。

項3他会計繰入金、目1介護保険サービス事業勘定繰入金、収入済額71万5,000円は、介護保険事業サービス事業勘定の剰余金を繰り入れたもので、前年度比較7万2,000円増額しております。

款8繰越金、予算額445万3,000円、調定額が445万3,235円、収入済額同額の決算となっております。前年度からの繰越金ですが、このうち438万7,536円が平成29年度において介護給付費及び各種事業交付金の精算に伴う還付の財源となります。

款9諸収入、予算現額52万、調定額が47万9,000円、収入済額同額です。介護予防事業の利用者負担金の収入となっております。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

次に、193ページ、実質収支に関する調書をごらんください。1番、歳入総額3億2,644万652円、2、歳出総額3億2,021万570円、歳入歳出差引額623万82円、4、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、5番、実質収支額が歳入歳出差引額同額であります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

続いて、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の補足説明をいたします。

最初に、歳出について補足説明します。198、199ページをお開きください。款1サービス事業費は、予算現額108万4,000円、支出済額99万9,150円、不用額8万4,850円の決算となっております。

項1居宅支援サービス事業費、目1居宅支援サービス事業費は、支出済額23万2,950円、不用額が5万1,050円の決算です。備考欄(1)、包括的支援等事業は、この会計における包括支援センターの経常的な一般事務経費の支出で、不用額は節9旅費の執行残で2万5,080円、研修会負担金の執行残1万7,000円が主なものでございます。

目2新予防計画策定事業費は、支出額76万6,200円、不用額は3万3,800円です。備考欄(1)、介護予防事業は、要支援1、2の高齢者を対象にした予防計画の策定で、社会福祉協議会の委託分で174件分を支出しております。

款2諸支出金、予算現額71万5,000円、支出済額も同額の決算となっております。この会計の剰余金を介護保険事業特別会計の事業勘定へ繰り出してしております。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、歳入の補足説明をいたします。196、197ページをお開きください。款1サービス収入は、予算現額170万6,000円、調定額174万6,900円、収入済額同額でございます。

項1予防給付費収入、目1新予防計画策定費収入も同額です。包括支援センターが介護予防支援事業所の指定を受け、新予防計画策定費として介護報酬を収入しているもので、393件分を収入しております。

款2繰越金、予算現額9万2,000円、調定額9万2,901円、収入済額同額です。これは、前年度からの繰越金であります。

諸収入、予算現額は1,000円ですが、収入実績がありませんでした。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、200ページ、実質収支に関する調書をごらんください。1、歳入総額183万9,801円、歳出総額171万4,150円、3、歳入歳出差引額12万5,651円、4、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、5番、実質収支額が歳入歳出差引額同額でございます。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ページでいきますと187ページ、188ページですが、款3の地域支援事業

費、ざっくり款でいきますと前年対比1,954万1,000円の増となっております。制度改正による等でなかなか比較しづらくて、私もちょっと理解しないことがある中での的を射ない質問になるかと思いますが、質問させていただきますが、項1で介護予防・日常生活支援総合事業費のほうで、恐らく前年度の比べますと992万4,000円ほどの増になっているかなと思っております。その主なところは、備考でいう(1)の介護予防・生活支援サービス事業に対する負担金ですか、ではないかなというようなことで、一応事業説明の中ではデイサービスの増だとか、各教室にかかわる経費だよというようなお話でしたのですけれども、増となって、それにかかわるサービスの増加だとか、ソフト面の改正によって住民さんの利用がしやすくなったとか、具体的なそういった制度の見直しによる増に伴う事業効果というものについてちょっと確認の意味で質問させていただきます。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費の中の目1の介護予防・生活支援サービス事業費の備考欄(1)、介護予防・生活支援サービス事業のことでよろしいでしょうか。済みません。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私もなかなか理解できていないから、どこのことについてもちょっと質問に、そこで的を射ていないかもしれないということは前置きさせていただいたのですが、要するに増額となったところがなかなか対比しづらいという部分もあるものですから、そのところの中身は問いませんけれども、何々を増加したことによって何々事業のメニューが増進されて、住民さんにサービスを効果的に行っているだとか、利用者がふえたとか、そういった事業効果についてお聞きしているのですけれども。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 済みません。この部分については、28年度までの項2介護予防サービス等諸費の目1介護予防サービス等諸費ということで、居宅介護予防サービスに含まれていた訪問介護、俗に言うヘルパーの派遣と介護予防通所事業のデイサービスの分がこちらの部門に移ってきたということでふえております。事業の効果としまして、利用者数が特に大きな変動はないということで、前年度と同様な効果があるとは考えております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そこで次に、項2の今度包括支援事業なのですが、ここもちょっと比べましたら1,000万円ほどふえているのではないかなというふうな感じがしてございます。そこで、恐らく備考でいう包括的・継続的マネジメントの準職員だとか、あと次のページになりますけれども、在宅医療・介護連携推進事業、そして認知症総合支援ですか、この辺ぐらいがふえたのではないかなと実は思っておりますけれども、ここに対して人は、そういう人にかかわる人件費等々はふえているのですけれども、それがうまく事業の効果としてあらわれているのかということとはちょっと私もわかりかねるものですから、ここについ

ても、これも的を射ていない質問になるかと思いますが、事業膨らんだ、増額による事業効果についてお聞きしたいと思います。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 事業効果となかなか言いにくいのですが、例えば189、190ページの在宅医療・介護連携推進事業というのがありますけれども、これは医療と介護がより密接につながって、医療側から介護のほうへスムーズにつながるように連携しているということで、更別村としては介護、医療の連携協議会を立ち上げまして、連携機器の導入等を図っております。それで、十勝で最初にICTツールを導入いたしまして、介護事業所もしくは訪問看護ステーションもしくは訪問介護のほうからお医者さんに連携を、こういう状況ですよという連絡網を入れると、お医者さんが1日1回開くことになっていますので、次の日あたりを見て、例えばこういう状況ですとバイタルや何かを見て、急ぐところだとか、こういうような訪問看護さん、行ってくださいとか、そういうようなことに活用しております。今現在48件、この部分については登録して活用されているということになっております。

そのほか先ほど言った準職員で介護福祉士で一体になって動くことにより、よりきめ細やかな介護予防サービス計画を立てられるということはあると思います。そのほか認知症総合支援事業ということで、ことしの1月に認知症になりにくいまちづくり宣言ということで認知症ケアパスを作成して全村に配ったりして、認知症に対する啓発に努めるとともに、認知症初期集中支援チームというのがありまして、これはうちの診療所の所長さんとうちの社会福祉士、保健師で見て、認知症の疑いがある場合、初期の段階からかわり6カ月モニタリングし、より専門的な医療が必要になった場合はそれを紹介する、もしくは今現在の診療所の処方であればそのまま継続していくというふうに認知症の悪化を予防することでありまして、昨年度は1件その分について活動がありました。認知症のことにしましては、情報がやっぱり家族のほうからも流れてこないとなかなか動けない。家族も同意も入れないとなかなか動けないという実態がありますが、更別はその資格を持っているお医者さんがいるということで、自前で初期集中支援チームも活躍しているということで、更別の介護サービスの充実のためには必要な事業だと思っております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 継続的ケアマネジメントの支援の準職員のことだとか、在宅医療の関連推進事業の中のこれは医療から介護へのつなぐためのことで、ここはすごくわかりやすいのですが、従前ある地域包括センターというのですか、今そういうのはなかったのでしょうか。それともこれはまだ介護の中で相談あったらいろんなところに結びつける、あなたはこうですよ、こうですよというようなことをコーディネートする役割があったかと思うのですが、ここというのは全く関係ないのか、それともまた別な機能としてあるのか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 地域包括支援センターはもちろんあります。その中でも今現在医療と介護の連携というのは、より強く求められていると。特に急性期病院から回復期病院、もしくは急性期病院である程度回復してから在宅の介護に、在宅訪問診療と介護に結びつけるという形において、そういうような役割を持った人材を配置しなければならないという形になっておりますけれども、更別村も配置しようと面接まで行ったのですけれども、実はその方が他町村のほうに、うちの村に来れなくなったということで、今現在まだ配置されていないのですけれども、そういう人材を配置して、より急性期病院、もしくは更別の病院から在宅への移行をスムーズにいけるような事業を計画はしております。ただ、今年度においては先ほども言ったとおりに前年の2月に面接までいきましたけれども、その方がちょっと採用されなかったということで、額が低くなっているのですけれども、そういうような役割を担ってよりスムーズな在宅介護、在宅医療への移行できる体制をつくっていくように考えております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 非常に手厚くサポートしているというのは重々わかっていますし、そのような動きであるということが予算づけを見ればわかるのですが、これが一般の住民の方がこれを1,900万も例えば大きく膨らんだ事業がどれほど目に見えてそういう役割を果たしているのかという理解が私はちょっと足りないのか、これは私自身かもしれませんけれども、これだけやっているということは何かもうちょっと上手にお知らせするというのか、更別村はこういうことでこんなことをしていますよと、相談してくださいというようなことをもう少しやったらいいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 おっしゃるとおりだと思います。今現在介護予防事業も含めて5事業やって、ロコミ、あとはうちでもパンフレット等も折り込みもして徐々にふえてきている状況にはありますけれども、まだまだPRがちょっと少ないのかなとは思っております。これから、それと街頭放送等もかけて、例えば元気アップ講座ですとか、生徒の募集も行っておりますけれども、何かまた別の方法を考えて介護予防教室の充実を図る、それとともにより相談しやすい体制づくりも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 課長のほうからも説明ありましたが、村瀬議員さんのおっしゃるとおりでありまして、福祉、医療、介護がなかなかつながっていけないといういろいろな困難を抱えていた状況もあるのですけれども、地域包括センターとか、あるいはうちの診療所の所長が核となって、それぞれ今具体的に協議会等々を通しまして、一人の患者さん、

あるいは一人のそういう置かれている環境等を共通に理解して、それがどこの分野で支援を差し伸べていくかというようなところについて具体的に全体が共通理解をしながら、そして個々動いていくというような方法がとられているということで、これは一部新聞にもドクターのほうから報告がありまして、そういうような形で更別村は動き始めているというようなこともありました。ただ、不足している部分、PRの部分、PRというよりもきちんとニーズを捉えて、そして支援を要したいというか、そういうような方々に対して積極的に働きかけをしていくというようなことをやっぱり今後きちんと進めていかなければならないというふうに思っておりますので、そのように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 以上で介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。

この際、3時15分まで休憩といたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、203ページから、簡易水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 平成29年度簡易水道事業特別会計の決算について補足説明させていただきます。

なお、歳入の収入未済額及び歳出の不用額はともに前年度と比較して増額となっておりますが、これは簡易水道事業特別会計が公営企業会計に移行し、4月、5月の出納整理期間のない平成30年3月末の打ち切り決算となったことが大きく影響しております。

それでは、歳出から説明させていただきます。207、208ページお開きください。款1水道経営費、予算現額4,323万3,000円、支出済額4,097万6,392円、不用額225万6,608円となっております。

項1水道経営費、目1水道管理費、支出済額3,255万1,186円、不用額169万8,814円となっております。支出済額の前年度比較は152万2,491円の減で、前年度実施の水道施設漏水調査業務委託料、配水管布設工事費などの減によるものであります。備考欄(1)、水道施設維持管理経費の不用額は104万8,619円で、その主な内容は11需用費、水道施設修繕費38万8,756円、19負担金補助及び交付金、中札内共同施設維持管理負担金89万1,892円などがあります。(2)、水道管理一般事務経費の不用額は23万868円で、その主な内容は13委託料、

水道メーター一点検業務委託料12万4,853円であります。(3)、総務管理経費は職員の人件費で、不用額は5万3,771円となっております。(4)、水道施設整備事業、19負担金補助及び交付金では、公営企業会計導入事業業務委託として北海道自治体情報システム協議会への負担金、造成から40年を超えた南札内浄水場の更新等基本計画を策定する簡易水道施設整備負担金などで、不用額は5,556円となっております。

目2受水費、支出済額842万5,206円、不用額55万7,794円となっております。十勝中部広域水道企業団からの受水に対する負担金で、不用額は55万7,794円となっております。

209、210ページをお開きください。款2公債費、予算現額911万7,000円、支出済額911万4,261円、不用額2,739円となっております。

款3予備費、予算現額113万1,000円で、不用額は同額となっております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。203ページ、204ページをお開きください。款1分担金及び負担金は、予算現額44万円、収入済額も同額となっております。これは、給水工事に伴う負担金となっております。

款2使用料及び手数料、予算現額3,355万5,000円、収入済額3,054万4,740円、収入未済額293万3,590円となっております。

項1使用料、目1水道使用料で収入未済額は同額となっております。内容は、現年度分986件、275万2,740円、過年度分8件、18万850円で、収納率が91.2%となっております。8月末現在で266万3,280円が収納されておりまして、27万310円が収入未済額となっておりますので、引き続き収納に努めているところであります。

款3繰入金、予算現額1,520万2,000円、収入済額1,494万2,000円となっております。

款4繰越金、予算現額15万1,000円、収入済額15万1,510円となっております。

款5諸収入、予算現額3万3,000円、収入済額3万2,156円となっております。項2雑入、目1雑入も同額となっております。

205、206ページをお開きください。款6村債、予算現額410万、収入済額も同額で、公営企業会計移行事業分であります。

最後に、211ページごらんください。実質収支に関する調書ですけれども、1、歳入総額5,021万406円、歳出総額5,009万653円、3、歳入歳出差引額11万9,753円で、5の実質収支額も同額の11万9,753円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、214ページから、公共下水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、平成29年度公共下水道事業特別会計の決算について補足説明

させていただきます。

歳入の収入未済額及び歳出の不用額は、ともに前年と比較して増額となっておりますが、これは公共下水道事業特別会計が公営企業会計に移行しまして、4月、5月の出納整理期間のない平成30年3月末の打ち切り決算となった、そのことが大きく影響しております。

それでは、歳出から説明させていただきます。218ページ、219ページをお開きください。款1総務費、予算現額6,700万7,000円、支出済額5,787万2,662円、不用額913万4,338円となっております。

項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額1,036万4,449円で、不用額6万7,551円となっております。備考欄(1)、総務一般事務経費の不用額は3万4,013円、(2)、総務管理経費の職員の人件費ですけれども、不用額は3万3,538円となっております。(3)、下水道普及促進費、個別排水の不用額はありません。

項2施設管理費、目1下水道施設管理費、支出済額3,006万7,777円、不用額386万2,223円で、備考欄(1)、下水道施設管理経費は同額となっております。不用額の主なものは、11需用費で浄化センターの光熱水費、それから下水道管渠修繕費、浄化センター修繕費などで102万6,805円、12役務費、汚泥運搬料、水質検査、汚泥手数料などで74万6,451円、13委託料、浄化センター維持管理委託料などで109万7,512円などがあります。

目2農業集落排水施設管理費、支出済額180万7,129円、不用額54万871円で、備考欄(1)、農業集落排水施設管理経費は同額となっております。不用額の主なものは、11需用費、浄化センター光熱水費、農業集落排水施設管路修繕費、処理場修繕費などで44万7,740円、13委託料、浄化センター維持管理委託料で8万9,044円などがあります。

目3個別排水施設管理費、支出済額1,563万3,307円、不用額466万3,693円で、備考欄(1)、個別排水施設管理経費は同額となっております。220、221ページをお開きください。不用額の主なものですけれども、11需用費は施設修繕費で46万6,108円、12役務費では汚泥運搬料などで201万4,345円、13委託料では個別排水処理施設維持管理委託料などで201万4,345円などとなっております。

款2事業費、予算現額3,757万円、支出済額3,659万3,854円、不用額97万6,146円となっております。

項1下水道整備費、目1下水道建設費、支出済額1,621万4,669円、不用額43万8,331円です。備考欄(1)、下水道施設整備事業、同額となっております。不用額の主なものは15工事請負費、公共ます設置工事費42万9,000円などがあります。13委託料では下水道ストックマネジメント基本計画策定委託、下水道全体計画策定委託、それから19負担金補助及び交付金では下水道関連施設の資産台帳整備業務委託などに係る負担金などを行っております。

項2農業集落排水施設整備費、目1農業集落排水施設建設費、支出済額373万2,480円、不用額520円で、備考欄(1)、農業集落排水施設整備事業費、同額となっております。こちらの工事請負費の内容については認定こども園上更別幼稚園園舎改築に伴います下水

道管管渠移設工事、それから上更別運動広場公共ますの設置工事などであります。この事業内容につきましては、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の公共下水道事業特別会計建設事業調、9ページをご参照ください。

項3 個別排水処理施設整備費、目1 個別排水処理施設整備費、支出済額1,664万6,705円、不用額は53万7,295円で、備考欄(1)、個別排水処理施設整備費と同額となっております。15工事請負費では、個別排水処理施設5基整備しております。不用額の主なものは、13委託料、個別排水処理施設実施設計委託料52万8,800円となっております。事業内容につきましては、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の公共下水道事業特別会計建設事業調の9ページをご参照ください。

款3 公債費、予算現額5,275万6,000円、支出済額5,273万9,310円、不用額1万6,690円となっております。長期債償還元金、それから利子となっております。

222、223ページごらんください。款4 予備費、予算現額10万円で、不用額は同額となっております。

続きまして、歳入に移らせていただきます。214ページ、215ページお開きください。款1 分担金及び負担金、予算現額245万8,000円、収入済額243万8,300円、こちらは下水道事業、個別排水処理事業の受益者分担金となっております。

款2 使用料及び手数料、予算現額4,725万2,000円、収入済額4,421万6,440円、収入未済額287万2,330円となっています。

項1 使用料、目1 下水道使用料は、収入未済額は269万9,520円となっております。内容は現年度分887件、262万2,680円、過年度分7件、7万6,840円で、収納率は91.2%となっております。なお、8月末現在で257万1,920円が収納されておまして、残り12万8,600円が収入未済額となっております。

目2 農業集落排水施設使用料、収入未済額13万8,210円で、内容は現年度分43件、13万6,260円、過年度分1件、1,950円で、収納率は90.2%となっております。8月末現在で12万4,560円が収納されておまして、残り1万3,650円が収入未済額となっております。

目3 個別排水処理施設使用料、収入未済額は3万4,600円で、内容は現年度分4件で、収納率は99.7%となっております。8月末現在で2万1,100円が収納されておまして、1万3,500円が収入未済額となっております。

なお、各使用料につきましては、引き続き収納に努めているところであります。

款3 国庫支出金、予算現額545万円、収入済額も同額であります。内容は、特定環境保全公共下水道事業補助金で、歳出、221ページの下水道施設整備事業、13委託料の下水道ストックマネジメント基本計画策定、下水道全体計画策定に係る補助金となっております。

款4 繰入金、予算現額8,512万円、収入済額8,165万9,000円となっております。

款5 繰越金、予算現額15万1,000円、収入済額15万1,814円となっております。

216、217ページをお開きください。款6 諸収入、予算現額40万2,000円、収入済額40万円となっております。

項2貸付金元利収入、目1水洗便所改造等資金預託金元利収入も収入済額は同額となっております。

款7村債、予算現額1,660万円、収入済額も同額となっておりまして、下水道事業債、過疎対策事業債、公営企業債となっております。

最後に、224ページお開きください。実質収支に関する調書であります。1、歳入総額1億5,091万5,554円、2、歳出総額1億4,720万5,825円、3、歳入歳出差引額370万9,728円で、5の実質収支額も同額の370万9,728円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

各特別会計の歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 それでは、以上で各特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

続いて、225ページ、財産に関する調書に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、財産に関する調書について補足説明をさせていただきます。

225ページをお開きください。公有財産台帳集計表の1、土地の部、(1)、行政財産は、決算年度末現在高1,461万2,695平方メートルで、決算年度中に21万9,269平方メートル増となっております。その他の行政機関、消防施設81平方メートル減、公共用財産、その他の施設3万2,657平方メートル減は、分類がえによるものでございます。その他の25万2,007平方メートル増は、国が所有する開拓財産20万4,626平方メートルの譲渡を受けたこと、道営事業、排水路整備に伴い3万5,804平方メートルを普通財産より分類がえしたことなどによるものでございます。

(2)、普通財産は、決算年度末現在高232万7,185平方メートルで、決算年度中に20万2,190平方メートル減となっています。宅地1,415平方メートル減は、宅地分譲によるものでございます。山林2万6,313平方メートル減は、9,922平方メートルの寄附をいただきましたが、道営事業、排水路整備に伴い行政財産へ分類がえを行ったことなどにより減少しております。その他17万4,462平方メートル減は、村有地の売り払い、行政財産への分類がえなどによるものでございます。

(2)の1、山林、立木の推定蓄積量は、291立方メートル減の25万511立方メートルとなっております。

226ページ、227ページをお開きください。2、建物の部、木造は決算年度末現在高1万8,259平方メートルで、決算年度中841平方メートルの増、非木造は決算年度末現在高5万7,997平方メートルで、決算年度中203平方メートルの減でございます。合計で決算年度末現在高が7万6,256平方メートル、決算年度中に638平方メートル増加しております。行政財産、公共用財産、公営住宅で非木造286平方メートルの減で、分類がえによるものでございます。行政財産、公共用財産、公園で木造95平方メートルの増でございます。カントリパーパークのトレーラーハウス5台を新たに設置したことによるものでございます。行政財産、公共用財産、その他の施設で木造1,146平方メートルの増で、認定こども園上更別幼稚園園舎、上更別運動広場、多目的トイレ、休憩室の建築及び分類がえによるものでございます。同じく公共用財産、その他の施設で非木造238平方メートルの増でございます。地域創造複合施設の情報発信館、職業体験館、未来型物産館、環境型産業館の建築及び分類がえによるものでございます。普通財産、木造で400平方メートルの減でございます。旧十勝南部農業開発事業所倉庫、上更別運動広場用具庫解体及び分類がえによるものでございます。同じく普通財産、非木造で155平方メートルの減でございます。曙団地公営住宅1棟、物置2棟、上更別運動広場屋外便所の解体及び分類がえによるものでございます。

228ページ、229ページをお開きください。3、基金につきましては、229ページの集計をごらんいただきたいと思います。土地開発基金の決算年度末現在高は2億676万7,966円で、決算年度中増減高は25万1,644円の増となりました。債権または債務はございません。財政調整基金など一般会計9基金の決算年度末現在高は51億4,741万2,899円で、決算年度中増減高は3,245万8,632円の増となりました。債権は2,418円で、合計51億4,741万5,317円でございます。特別会計の国民健康保険事業基金及び介護保険事業基金の決算年度末現在高は1億1,807万6,492円で、決算年度中増減高は3,191万1,373円の増となりました。債権は6万5,699円、債務は819万9,188円で、合計は1億994万3,003円でございます。総計で54億6,412万6,286円となり、前年度比較2,457万9,484円の増となりました。

なお、各基金の詳細は、平成29年度基金管理運用状況調を提出させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

230ページ、231ページをお開きください。4、有価証券の増減はございません。

5、出資による権利は、決算年度中増減高が104万5,000円の増となりました。十勝中部広域水道企業団に対し、水源広域分企業債元金分を出資したことによるものでございます。決算年度末現在高は、2億1,787万8,536円となっております。

6、その他は、北海道備荒資金組合の積立金でございます。決算年度中増減高は115万2,115円で、全額超過納付金が増額しております。平成28年台風10号による大雨等災害に伴う農地等災害復旧費助成事業の財源として還付を受けたため、459万9,139円の減、普通納付金配分金の振りかえで300万円の増、超過納付金配分金で275万1,254円の増となっており、決算年度末現在高は10億9,184万7,747円となっております。

232ページをお開きください。7、物品は、購入価格1件30万円以上の物品を掲載してお

ります。電気機械で防災行政無線のデジタル化整備の実施により防災行政無線直流電源装置及び耐雷トランス2件が増となっております。通信機械で防災行政無線操作卓、連絡用電話機など5件が増となり、防災行政無線の主装置操作卓などの処分で3件減となっております。試験及び測定器でエックス線画像処理装置1件の増となっております。車両で小型除雪車など3件増、高規格救急車などの処分で3件減となっております。雑機械及び器具で防災行政無線、音源再生装置、地域創造複合施設のアクアポニックス設備、アングリングプラウなど13件増、更別消防署の患者観察用モニター、半自動除細動器などの処分で14件減となっております。工作物で防災行政無線DC、ACインバーター及び自動通信記録装置2件が増となっております。

8、無体財産権は、異動がございません。著作権11につきましては、北海道電子自治体共同運営協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 土地の部の土地台帳の関係でちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

今般の29年度に認定こども園の関係の施設ができたということで、建物関係の分類はきちっとできているのですけれども、多分私の認識ではあそこの公園といいますか、一部公園も含めた中の整理をしていると思うのですけれども、単純に公共財産になるのか、一般財産になるのかという部分の区別がなされないと、今のところ一部のテニスコートも含めてという形の話ですけれども、そういう部分を含んでいるのではないかという認識を私はしているのですけれども、その点の財産の管理の仕方の考え方といいますか、ここにあらわれていない部分ありますので、その方策といいますか、どのような形でこのようになっているのかの説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 上更別認定こども園の園舎の建築に伴いまして、上更別運動広場との面積の移動がございますけれども、それは区分をしまして上更別運動広場の部分と園舎の部分と区分けして、必要な所管がえ等はしているのですけれども、同じ行政財産ということでございますので、特に数字としてここにあらわれてくることはございませんが、それはそれぞれの担当課で所管する財産を整理しているところでございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、ただ財産管理の部分ですので、各課で管理するのも大変重要なことではしょうけれども、やはりそこが末々というか、代々まできちっと管理できるような形にしておかないと、私としてはちょっと雑な管理になるのではないかなという心配というか、危惧しておりますので、その点の注意は十分図りながら、適正な公共施設等、土地等の管理ができるようお願いしたいというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 これまでは、幼稚園の園舎と運動広場というのは同じ教育委員会の財産だったのですけれども、幼稚園の部分は子育て応援課の所管になりますし、運動広場は引き続き教育委員会の所管ということになりますので、必要な所管がえはしているのですけれども、そこら辺は一体的な土地の部分もございますので、そこら辺管理の部分で行き届かない部分がないようにそれぞれの課で連携しながら管理をしていきたいと思います。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから認定第1号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件についての討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件についての採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件についての討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件についての討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件についての採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については認定することに決定をいたしました。

(なしの声あり)

○議 長 この際、休憩を入れます。暫時休憩をいたします。

午後 3時51分 休憩

午後 3時53分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長 長 お諮りをいたします。

休憩中に村長から議案第61号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件が提出をされました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を日程に追加をし、議題とすることに決定をいたしました。

◎日程第8 議案第61号

○議長 長 日程第8、議案第61号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議員の皆様方には、急遽議案を提出させていただきましたところ、議事の日程変更につきましてご決定をいただき、まことにありがとうございます。それでは、議案第61号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

平成30年度更別村の一般会計の補正予算（第6号）でありますけれども、第1条として歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,436万4,000円とするものであります。

この提案につきましては、9月6日午前3時8分に発生しました胆振地方を震源とする平成30年北海道胆振東部地震により北海道と各市町村の間で締結する災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、被災地から職員の派遣を要請され、9月15日から19日までの間むかわ町に職員2名を派遣することといたしましたことから、必要な経費を追加させていただくものであります。

歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。款2総務費で21万5,000円を追加し、補正後の予算額9億5,024万8,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で21万5,000円を追加し、補正後の予算6億2,923万7,000円とするものであります。説明欄をごらんください。（1）、災害相互応援事業の旅費、普通旅費で19万5,000円の追加であります。派遣職員4名分の旅費であります。なお、このた

びの職員派遣は2名でありますけれども、被害が甚大な厚真町からも職員派遣を要請されているところ、いまだ派遣内容が明らかとなっておらず、今後追加で職員を派遣することもありますので、4名分の旅費を追加するものであります。需用費の消耗品費2万円の追加は、派遣職員が携行いたします薬品等の購入代金でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。5ページをお開きください。款17繰入金で21万5,000円を追加し、補正後の総額を3億3,928万円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で21万5,000円を追加し、補正後の額が1億1,518万3,000円とすることになっております。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議方をひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 現在2名の要請ということなのですが、その人材に関してどのような人材、要するに中での労働状況によると思うのですけれども、どのような人材ということの要請はあるのでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 被災地であります、今回むかわ町に行くのですけれども、そこでの罹災証明書の発行の補助業務というふうに聞いております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、９月14日から９月17日までの４日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、９月14日から９月17日までの４日間休会することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 ４時００分散会)